

新潟市子どもの未来応援プラン

－新潟市子どもの貧困対策推進計画－

(案)

平成30年3月

新 潟 市

目 次

第1章 策定にあたって	1
1 新潟市子どもの未来応援プランとは	1
(1) 計画策定の趣旨と背景	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画期間	1
2 国・県の動向	2
(1) 国の動向	2
(2) 「新潟県子どもの貧困対策推進計画」の策定	4
第2章 新潟市における子ども・家庭の状況	5
1 子ども・若者の生活状況等の把握	5
(1) 新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査（市民アンケート）	5
(2) 支援団体等調査（支援者ヒアリング）	5
2 子どもがいる世帯等の状況	6
(1) 経済的状況	6
(2) 生活保護世帯の状況	10
(3) 就学援助の状況	11
(4) ひとり親世帯の状況	12
(5) 社会的養護の状況	14
(6) 児童虐待の状況	15
3 保護者の状況	16
(1) 就労状況	16
(2) 障がい・疾病の状況	17
(3) 若年出産の状況	17
(4) 過去の状況	19
(5) 地域・社会とのつながり	20
4 子ども・若者の状況	21
(1) 食事、生活習慣の状況	21
(2) 健康状態・むし歯の状況	22
(3) 学習・進学状況	23
(4) 自己肯定感、悩み・心配ごとの状況	24
(5) 不登校の状況	26
(6) 若者の状況	27
5 課題と施策に求められる視点	29
(1) 子どもの健やかな成長に向けた支援	29
(2) 困難な状況にある家庭への支援	30
(3) 地域全体で支える体制づくり	31

第3章 計画の基本的な考え方	32
1 基本理念	32
2 基本方針	32
3 現状把握のための指標	33
第4章 施策の展開	37
施策体系	37
基本方針Ⅰ 子どもの健やかな育ちを支え、未来を切り拓く力を育む	38
施策Ⅰ-1 ころとからだの成長支援	38
施策Ⅰ-2 学習・進学支援	40
施策Ⅰ-3 多様な体験・交流機会の充実	42
施策Ⅰ-4 子ども・若者の居場所づくり	44
施策Ⅰ-5 困難な状況にある子ども・若者の支援	46
基本方針Ⅱ 子どもの暮らしと家庭を支える	48
施策Ⅱ-1 子どもと家庭を支える切れ目のない支援	48
施策Ⅱ-2 保護者の就労・生活支援	50
施策Ⅱ-3 ひとり親家庭への支援	52
基本方針Ⅲ 気づき・つなぐ支援体制と見守り・支えるあたたかい地域環境を整える	54
施策Ⅲ-1 子ども・若者を支える人材の育成	54
施策Ⅲ-2 相談・支援体制の整備	56
施策Ⅲ-3 地域全体で見守り支える環境づくり	57
第5章 計画の推進	58
(1) 計画の推進体制	58
(2) 計画の進捗管理・評価	58
施策体系・関連事業一覧	59

第1章 策定にあたって

1 新潟市子どもの未来応援プランとは

(1) 計画策定の趣旨と背景

「平成 28 年国民生活基礎調査」によると、平成 27 年時点の日本の子どもの貧困率は 13.9%となっています。前回調査（平成 24 年時点）と比べると低下したものの、およそ 7 人に 1 人が相対的貧困の状況のもとで暮らしていることがうかがえます。こうした子どもたちの厳しい状況などを背景に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行され、同年 8 月には、子どもの貧困対策に関する基本方針や当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。大綱では、「日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である」との認識のもと、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることの重要性を謳っています。

本市においても、法や大綱の趣旨に鑑み、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長することができる社会の実現を目指した取り組みを総合的、効果的に推進するため、「新潟市子どもの未来応援プラン（新潟市子どもの貧困対策推進計画）」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえつつ、市政の最上位計画である「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」及び関連計画となる「新・すこやか未来アクションプラン（新潟市子ども・子育て支援事業計画）」等との調和を図ったうえで、本市が取り組む子どもの未来を応援するための施策・事業を効果的かつ着実に実行していくための計画です。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 34 年度（※）までの 5 年間とします。

ただし、法律、大綱その他制度の改正や上位計画の見直し等により、必要に応じて本計画も見直すこととします。

※元号については、わかりやすさや読みやすさを考慮し、「平成」を使用しています。元号の変更があった場合は、変更後の元号及び年度に読み替えることとします。

2 国・県の動向

(1) 国の動向

① 「子どもの権利条約」の批准

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」とは、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、1989年(平成元年)の第44回国連総会において採択され、1990年(平成2年)に発効しており、日本は1994年(平成6年)に批准しました。

条約では、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

【子どもの権利条約における“4つの柱”】

- 生きる権利：健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利
- 守られる権利：あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られ、紛争下の子ども、障がいをもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利
- 育つ権利：教育を受ける権利、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られること
- 参加する権利：自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動すること、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務がある

② 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)が平成25年6月に成立、平成26年1月17日に施行されました。

【基本理念】 (第2条)

- 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。
- 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行わなければならない。

【国の責務】 (第3条)

- 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【地方公共団体の責務】 (第4条)

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

③「子供の貧困対策に関する大綱」の策定

平成 26 年 8 月、国は、法に基づき、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長できる社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）を策定しました。

大綱では、子どもの貧困対策に関する基本的な方針とともに、子どもの貧困率や生活保護世帯に属する子どもの進学率、ひとり親家庭の親の就業率などの指標を定め、指標の改善に向けた当面の重点施策として、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援などの具体的な取り組みを明示しています。

【大綱に掲げる事項】（法第 8 条 2 項）

- 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

④「子供の未来応援国民運動」の推進

大綱では、子どもの貧困対策に取り組むに当たって、国、地方公共団体、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって国民の幅広い理解と協力を得ることにより、国民運動として展開することとしています。これを受け、平成 27 年 4 月 2 日の「子供の未来応援国民運動」発起人集会において同国民運動の趣意書が採択され、同趣意書に基づく各種事業について、その具体化に向けて取り組まれています。

運動の一環として、専用のホームページを立ち上げ、すべての子どもたちがそれぞれの夢と希望をもって成長できる社会の実現を目指した様々な取り組みに関する情報を提供しています。

また、「子供の未来応援基金」では、草の根で子どもたちへの支援活動を行う NPO 法人等の運営基盤の強化や、掘り起こしを行い、社会全体で子どもの貧困対策を進める環境を整備することを目的として、NPO 法人等への支援金の交付を行っています。



(2)「新潟県子どもの貧困対策推進計画」の策定

国の動向等を踏まえ、新潟県では、平成27年6月に新潟県子どもの貧困対策推進計画検討委員会を設置、平成28年3月に「新潟県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

計画では、「子どもに対する支援」、「保護者等に対する支援」、「連携推進体制の構築」、「子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進」の4つの柱を掲げ、子どものライフステージに応じた施策の推進や保護者等に対する生活支援、経済的支援及び就業支援、学校をプラットフォームとした教育・福祉・労働・司法等の関係機関の連携による総合的な対策の推進に取り組むこととしています。

施策の方向性	
I 子どもに対する支援 ～子どものライフステージに応じた施策を推進～	
1. 就学前 ○妊娠から出産・子育てへの切れ目のない支援を実施し、支援が必要な家庭の早期把握に努めます。 ○幼児期の教育が、生涯にわたる人材形成の基礎を築く重要なものであることを踏まえ、保育・幼児教育、子育て支援の充実を図ります。	3. 高校生期 ○全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、教育費の負担軽減を図るとともに、ふるさと新潟で夢をかなえることができるよう、ふるさとへの愛着や誇りを、自分の将来を設計し、自立して生きていく力をほぐくみます。
2. 小・中学生期 ○児童生徒一人一人にきめ細かい支援を行えるよう、少人数学級の推進や、学校の教育相談体制の充実など、学習環境の整備・充実を図ります。 ○児童生徒一人一人が確かな学力を身に付けることができるよう、学校や地域における学習支援・個別支援の充実を図ります。	4. 支援を必要とする若者 ○社会的自立に向けて支援が必要な若者などに対して、適切な社会生活が営めるよう、生活支援、就業支援、就学支援を実施します。
	5. 支援する人員の資質の向上等 ○支援を必要とする方に適切に支援を提供することができるよう、相談対応職員の資質の向上を図ります。
II 保護者等に対する支援 ○保護者やその他の世帯員の複合的な課題に対応するため、保護者等への支援も、子どもへの支援と同様に重要であるとの認識を持ち、生活支援、経済的支援及び就業支援を実施します。	
III 連携推進体制の構築 ○学校をプラットフォームとして位置付け、教育・福祉・労働・司法等の関係機関が連携し、貧困対策を総合的に進めます。	
IV 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進 ○子どもの貧困対策に取り組むに当たっては、子どもの貧困の実態を適切に把握した上で、施策を推進します。	

第2章 新潟市における子ども・家庭の状況

1 子ども・若者の生活状況等の把握

本市における子どもや若者のいる世帯の生活状況等を把握し、子どもの貧困対策に関連した計画の策定及び支援施策について検討するため、市民を対象としたアンケート調査及び支援団体を対象としたヒアリング調査を実施しました。

なお、調査の実施にあたっては、学校卒業後の子ども・若者に対する継続支援の観点から、調査対象を24歳未満に設定しました。

(1) 新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査(市民アンケート)

○ 調査期間：平成29年6月29日～7月12日

○ 調査方法：郵送による配付・回収

○ 調査対象：

種別	対象
子ども・若者のいる世帯 (保護者又は本人)	市内在住で、平成29年4月1日現在の年齢が0歳から24歳未満の子ども・若者がいる世帯から無作為抽出
ひとり親世帯 (保護者)	市内在住で、平成29年4月1日現在、児童扶養手当受給資格のある世帯(支給停止中の世帯を含む)から無作為抽出
ひとり親世帯 (子ども)	市内在住で、平成29年4月1日現在、児童扶養手当受給資格のある世帯の子ども(12歳から17歳)から無作為抽出

○ 配布・回収：

種別	配付数	回収数	回収率
子ども・若者のいる世帯 (保護者又は本人)	4,000票	1,623票	40.6%
ひとり親世帯 (保護者)	1,000票	383票	38.3%
ひとり親世帯 (子ども)	1,000票	284票	28.4%
合計	6,000票	2,290票	38.2%

(2) 支援団体等調査(支援者ヒアリング)

○ 調査期間：平成29年7月31日～8月10日

○ 調査方法：ヒアリング調査

○ 調査対象：教育・福祉関係者、児童福祉施設等 34団体

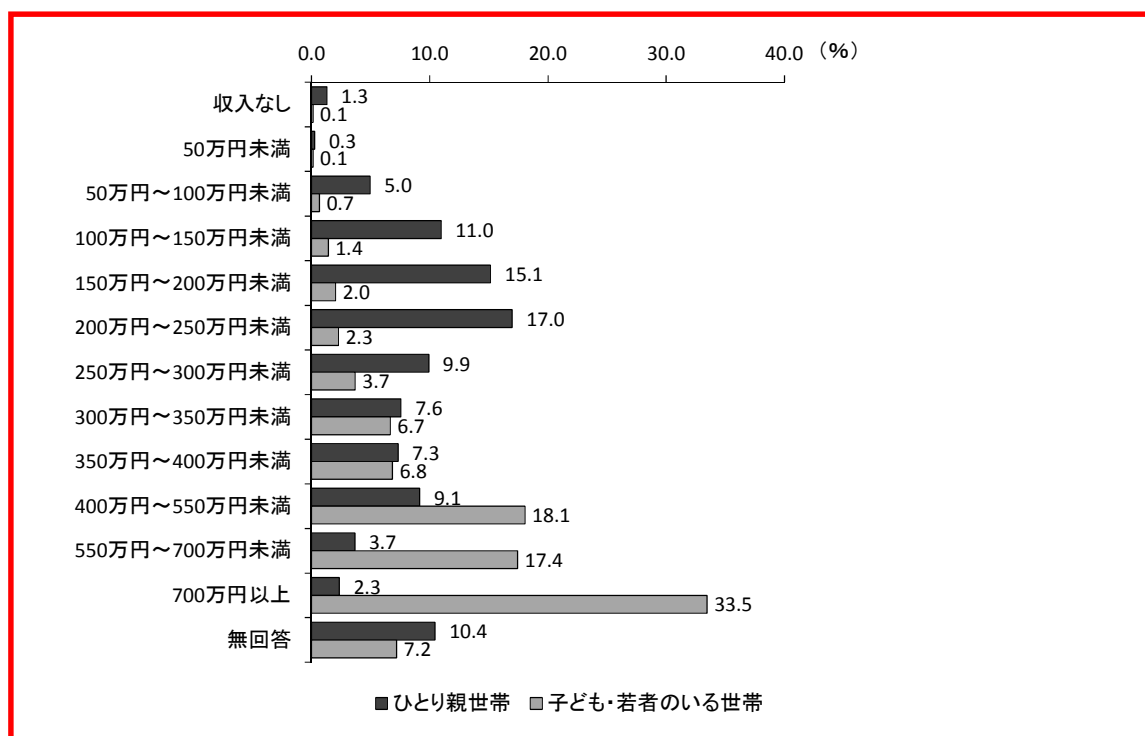
2 子どもがいる世帯等の状況

(1) 経済的状況

平成 29 年度に実施した「新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査」(以下「アンケート調査」という。)によると、年間の世帯収入の合計額は、子ども・若者のいる世帯では「700万円以上」の割合が高く、ひとり親世帯では、「200万円～250万円未満」の割合が高くなっています。

過去 1 年間の経済的な理由により買えなかった、支払えなかった経験について、ひとり親世帯の約 2 割が「必要な衣料を買えなかったこと」が、約 1 割が「必要な食料が買えなかったこと」や「電気・ガス・水道料金の未払い」などが「よくあった」、「ときどきあった」と回答しています。

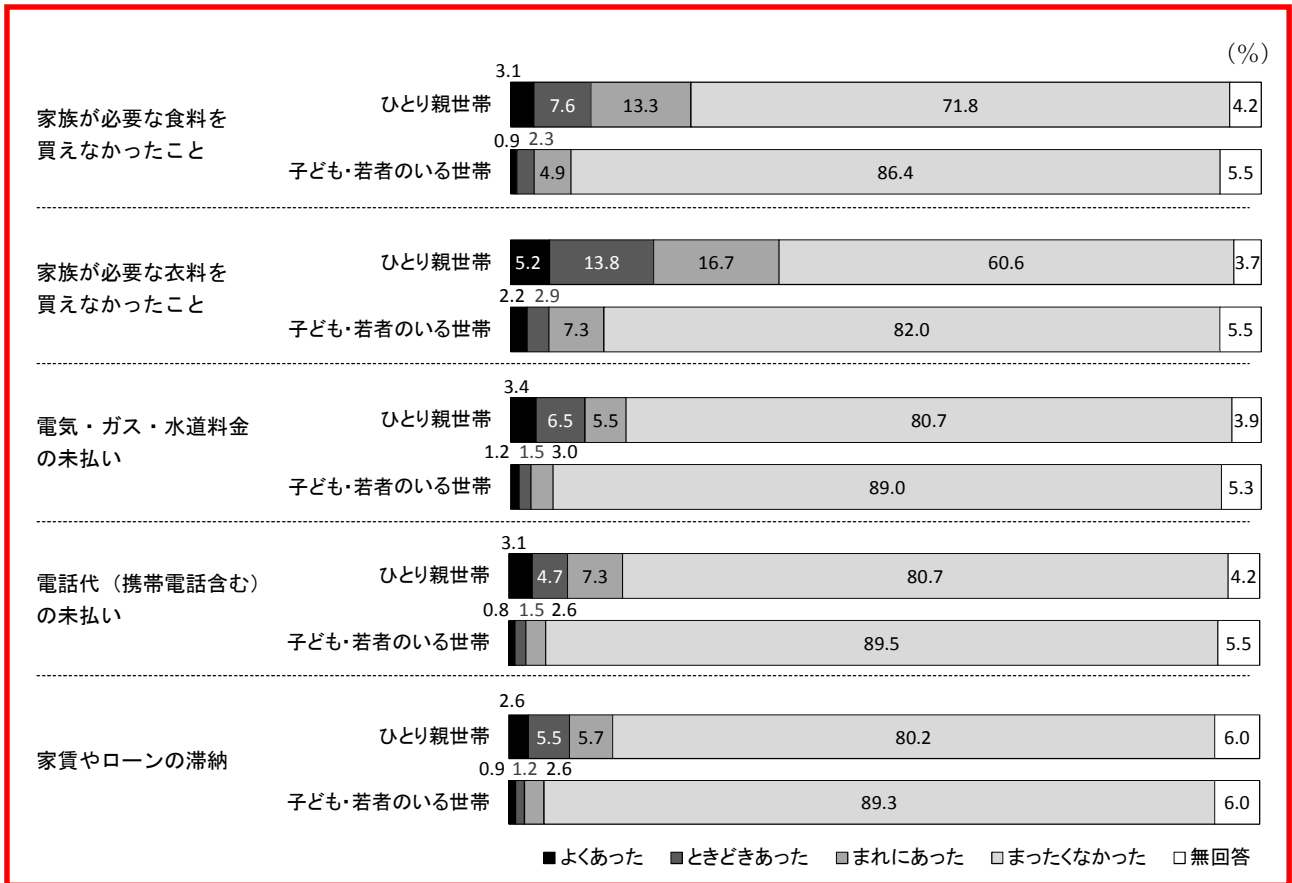
■平成 28 年の世帯収入の合計※



※働いて得た収入、養育費、年金収入、児童扶養手当等を含む全て

(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

■過去1年間の経済的な理由により買えなかった、支払えなかった経験の有無



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

～経済的状況別区分によるアンケート調査の分析について～

アンケート調査を分析するにあたり、経済的な状況による生活実態の違いや経済的困窮が与える影響等を把握するため、下記の分類で経済的状況別に区分しています。（以下、下記の分類により「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」という。）

① 年間の世帯収入から算出した所得による分類

アンケート調査で回答いただいた年間の世帯収入から算出した所得相当額及び世帯人数をもとに、国が示す「貧困線」(*)を基準として、基準を下回る世帯を「区分Ⅰ」、上回る世帯を「区分Ⅱ」として分類しています。

② はく奪状況による分類

①による分類を補完することを意図し、具体的な生活のありさまの充足の状況（はく奪状況）による分類を加えています。

過去1年間の経験について聞いた以下の5つの項目について、経済的な理由により「よくあった」、「ときどきあった」と回答した世帯については、生活に困難な状況が生じていることがうかがわれることから、①による分類で基準を上回る場合でも「区分Ⅰ」として分類しています。

- 家族が必要な食料を買えなかったこと
- 電気・ガス・水道料金の未払い
- 家賃やローンの滞納
- 家族が必要な衣料を買えなかったこと
- 電話代（携帯電話含む）の未払い

		はく奪状況	
		買えない・未払いの経験あり	買えない・未払いの経験なし
所得	高 (貧困線以上)	区分Ⅰ	区分Ⅱ
	低 (貧困線未満)	区分Ⅰ	区分Ⅰ

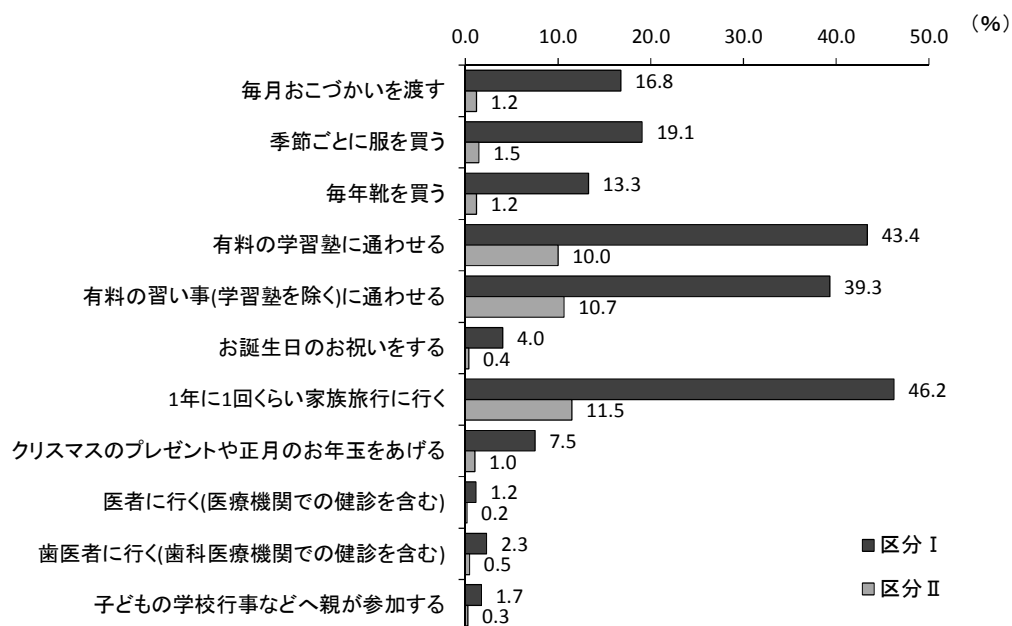
※「貧困線」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。平成28年国民生活基礎調査による世帯人数ごとの貧困線は、以下のとおりとなっています。

- 1人世帯：122万円 2人世帯：173万円 3人世帯：211万円
- 4人世帯：244万円 5人世帯：273万円 6人世帯：299万円

経済的状況別の区分では、子ども・若者のいる世帯の1割強、ひとり親世帯の約5割が区分Ⅰとなっており、経済的に困難な状況に置かれていることがうかがえます。

また、経済的にできないことについて、子ども・若者のいる世帯の状況を区分別にみると、区分Ⅰでは、5割弱の世帯で「年に1回くらい家族旅行に行く」ことができない、と回答しているほか、「有料の学習塾に通わせる」、「有料の習い事に通わせる」等において、区分Ⅰと区分Ⅱで差がみられます。

■ 経済的にできないこと（子ども・若者のいる世帯）



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

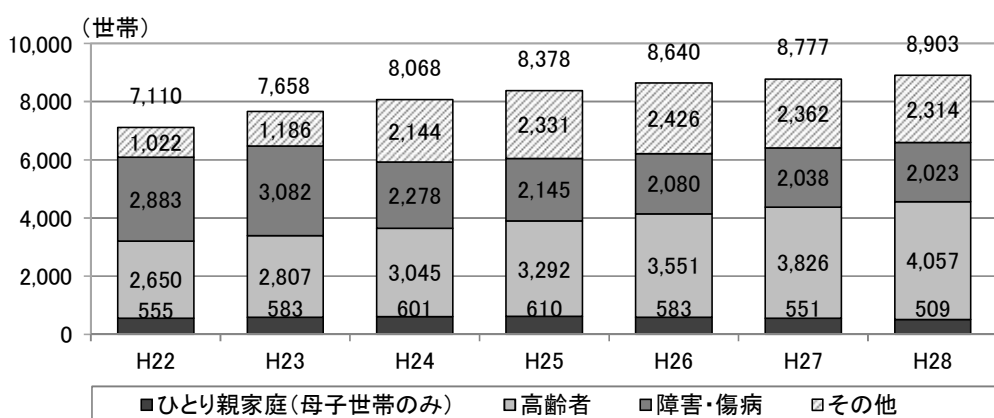
(2) 生活保護世帯の状況

本市の生活保護世帯数の推移をみると、増加傾向にあり、平成28年度で8,903世帯となっています。そのうち母子世帯数は、平成25年度から減少してきており、平成28年度で509世帯となっています。

生活保護世帯における18歳未満の人数は、平成22年度以降で最も多かった平成25年度で1,495人、その後減少に転じ、平成28年度で1,288人となっています。

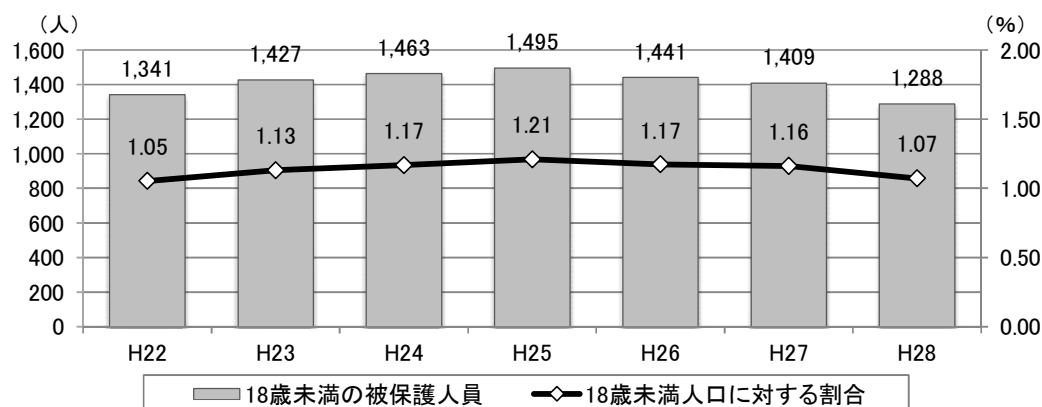
生活保護世帯のうち、小中学生に教育費を支給する「教育扶助」を受けている子ども的人数は、平成28年度で753人となっています。

■生活保護世帯数の推移（新潟市）



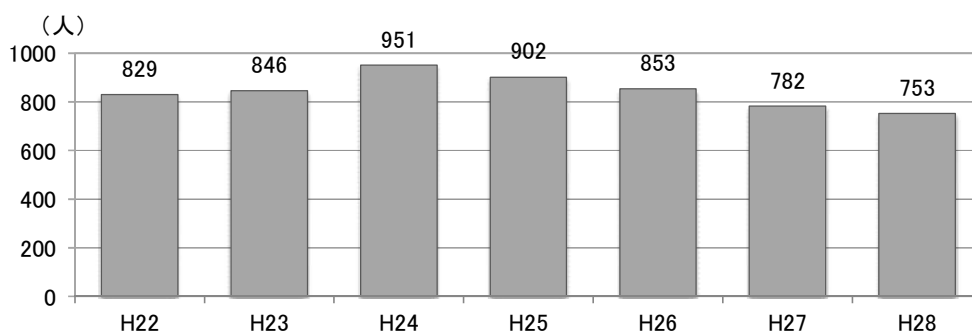
(H22, 23: 福祉行政報告例、H24以降: 被保護者調査 各年度1か月平均値)

■18歳未満の被保護人員及び18歳未満人口に対する割合の推移（新潟市）



(新潟市調べ 各年度3月末日現在)

■生活保護の教育扶助人員の推移（新潟市）



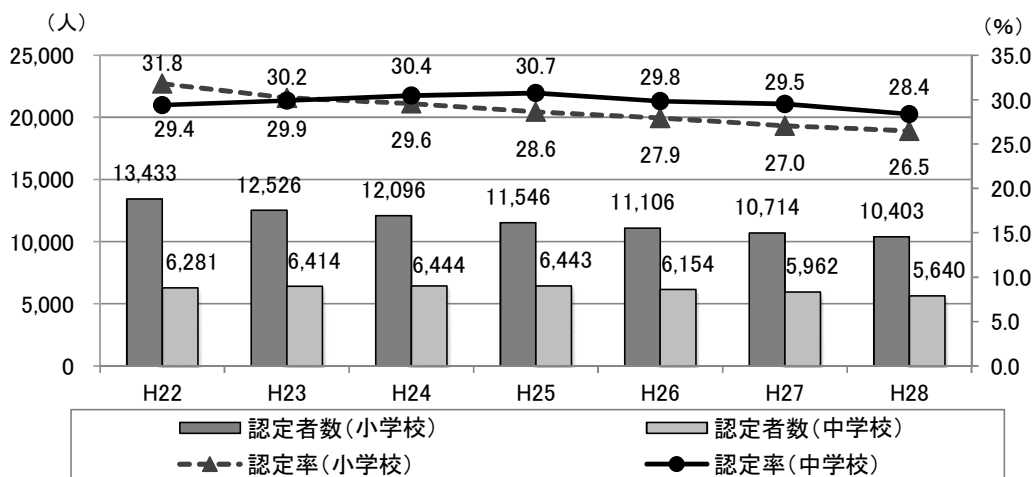
（厚生労働省 福祉行政報告例 各年度 3 月末日現在）

（3）就学援助の状況

経済的な理由により子どもを小中学校に就学させることが困難な保護者に対して学用品費等を支給する「就学援助」の本市における認定者数は、平成 28 年度で小学校が 10,403 人、中学校が 5,640 人となっており、全児童生徒数の 3 割弱が認定されています。

推移をみると、小学校では、平成 22 年以降、認定者数、認定率ともに減少傾向にあり、中学校では、平成 25 年度まで増加し、その後、減少傾向に転じています。

■就学援助の認定者数・認定率の推移（新潟市）



（新潟市教育委員会調べ）

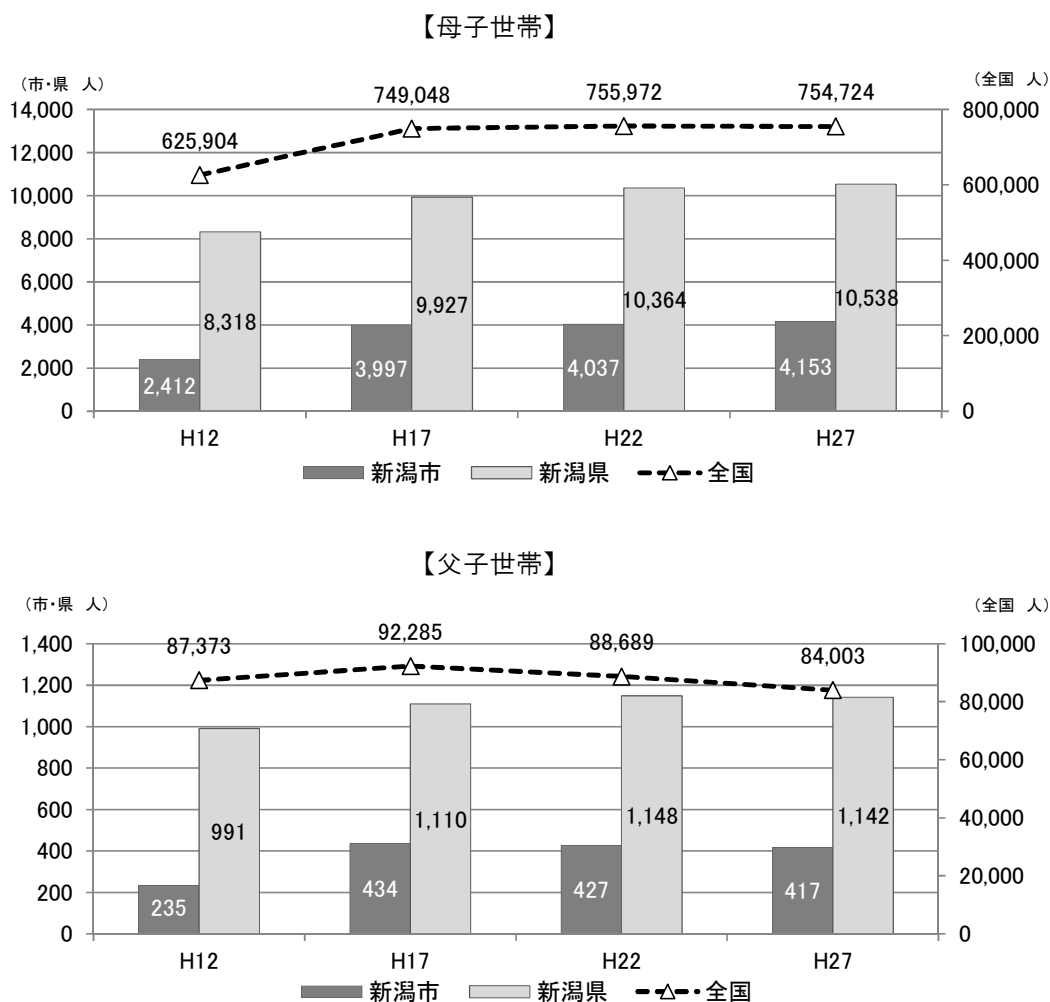
(4) ひとり親世帯の状況

本市のひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯、父子世帯ともに、平成 17 年度以降概ね横ばいで推移しており、平成 27 年 10 月現在で母子世帯数が 4,153 世帯、父子世帯数が 417 世帯となっています。

また、ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当の受給者数は、平成 22 年度以降、5,600 人前後で推移しています。

アンケート調査の結果からひとり親世帯の保護者の就労形態をみると、子ども・若者がいる世帯と比べて、母子世帯では、「正社員・正職員」及び「派遣社員・契約社員」の割合が高く、父子世帯では、「正社員・正職員」の割合が低くなっています。また、経済的にできないこととして、ひとり親世帯では、子ども・若者がいる世帯と比べて「1年に1回くらい家族旅行に行く」、「有料の学習塾に通わせる」「有料の習い事に通わせる」の割合が高くなっています。

■ 母子世帯・父子世帯数の推移

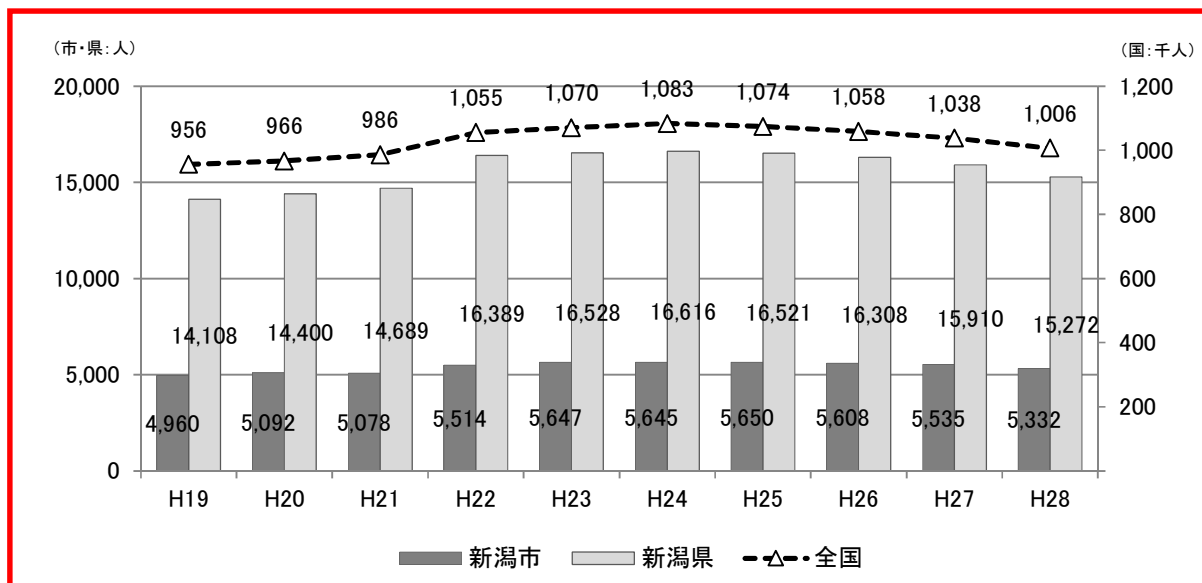


(国勢調査)

※国勢調査における母子（父子）世帯とは、未婚、死別又は離別の女親（男親）とその未婚の 20 歳未満の子どものみからなる一般世帯をいう。

※H12 の新潟市数値は合併前数値

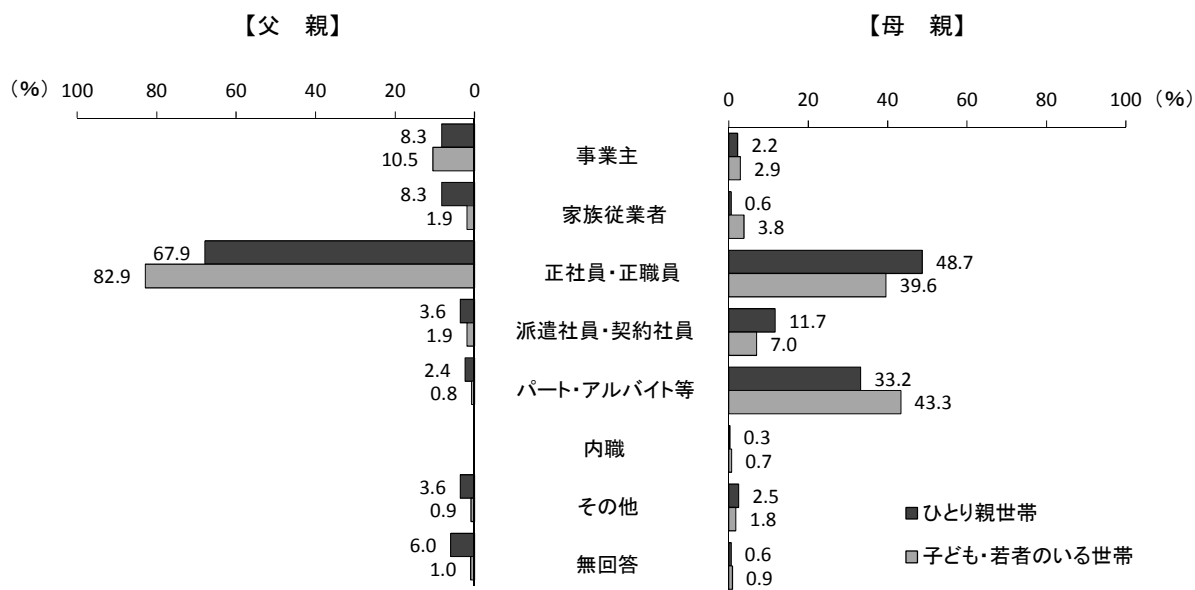
■児童扶養手当受給者数の推移



※H22. 8 月から父子世帯も支給対象となっている

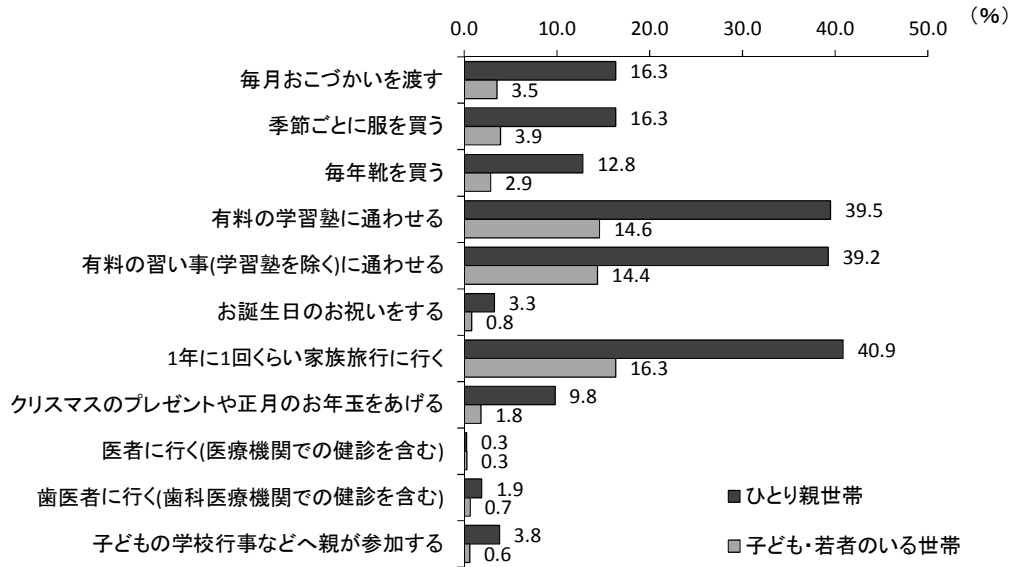
(厚生労働省 福祉行政報告例 各年度 3 月末日現在)

■子ども・若者のいる世帯とひとり親世帯の就労形態の比較



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

■ 経済的にできないこと



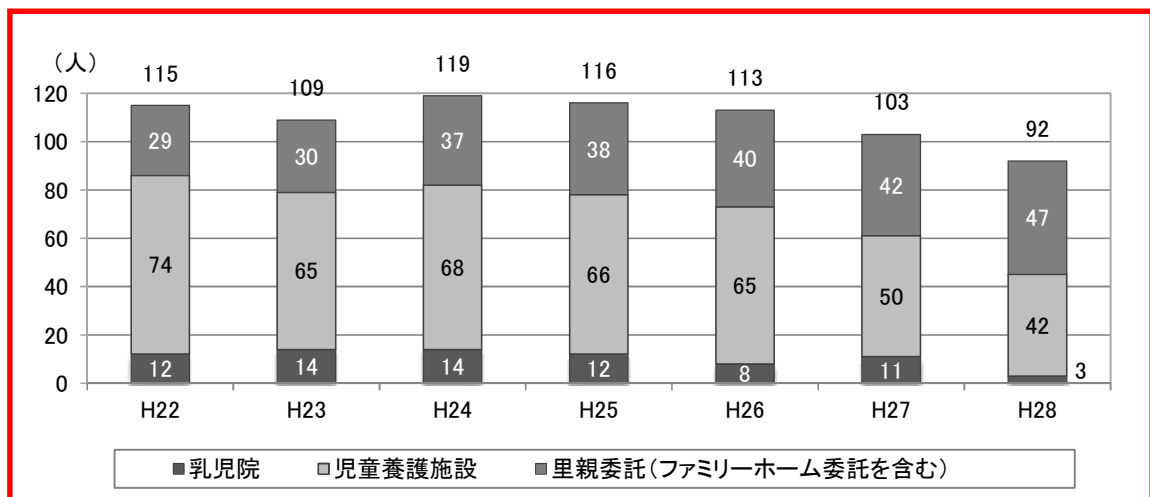
(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

(5) 社会的養護の状況

本市において、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱えている家庭への支援を行う「社会的養護」のもとで暮らす子どもの人数は、平成 28 年度末時点で乳児院が 3 人、児童養護施設が 42 人、里親委託が 47 人、計 92 人となっています。

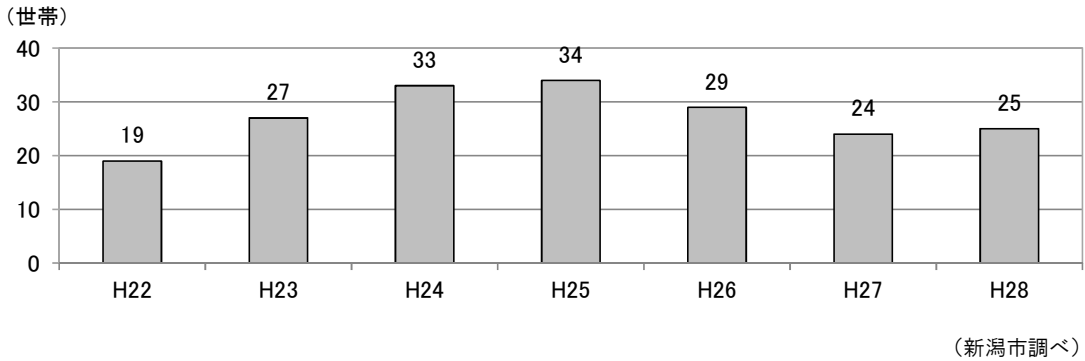
また、母子生活支援施設には、平成 28 年度で 25 世帯が入所しています。

■ 乳児院・児童養護施設入所及び里親委託児童数の推移（新潟市）



(厚生労働省 福祉行政報告例 各年度3月末日現在)

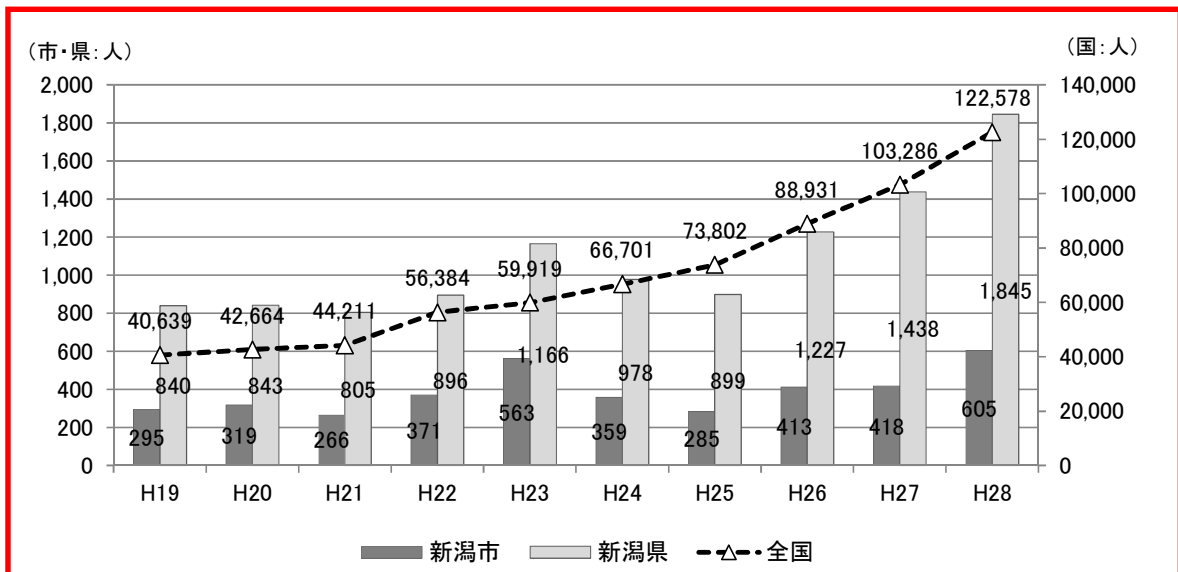
■ 母子生活支援施設の入所世帯数の推移（新潟市）



(6) 児童虐待の状況

児童相談所において相談を受け、対応した児童虐待の件数は、全国、県ともに増加傾向にあり、本市では年度により増減がみられ、平成28年度の相談対応件数は605件となっています。

■ 児童虐待相談対応件数の推移



(厚生労働省 福祉行政報告例)

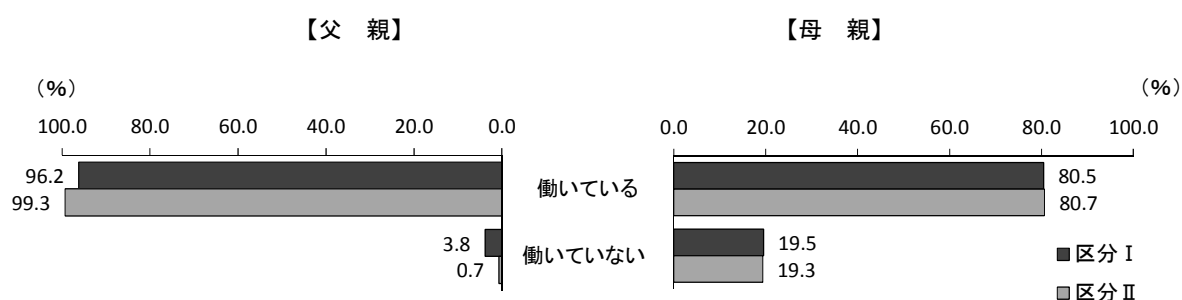
3 保護者の状況

(1) 就労状況

アンケート調査の結果から保護者の就労状況をみると、区分Ⅰ、区分Ⅱともに、父親のほとんどが就労し、母親の約8割が働いています。

父親の就労形態をみると、区分Ⅱでは8割以上が「正社員・正職員」に対し、区分Ⅰでは7割未満となっています。また、母親の就労形態では、区分Ⅰ、区分Ⅱともに「正社員・正職員」と「パート・アルバイト」がそれぞれ4割前後となっており、区分Ⅰでは区分Ⅱに比べて「派遣社員・契約社員」の割合が高くなっています。

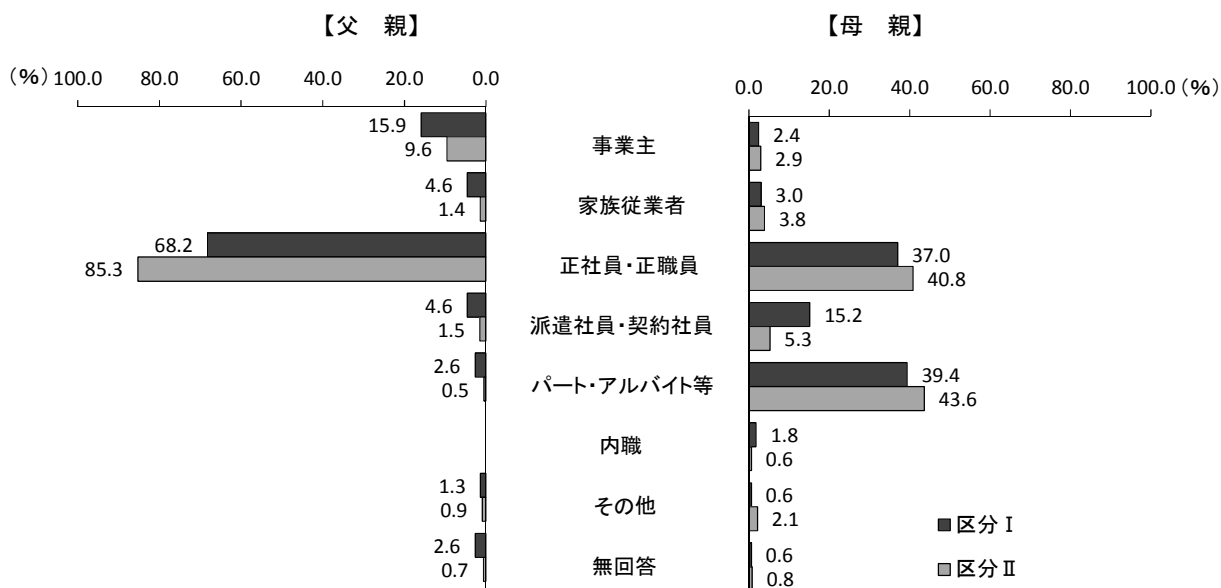
■就労の有無（子ども・若者のいる世帯）



※無回答を除く割合

(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

■就労形態（子ども・若者のいる世帯）



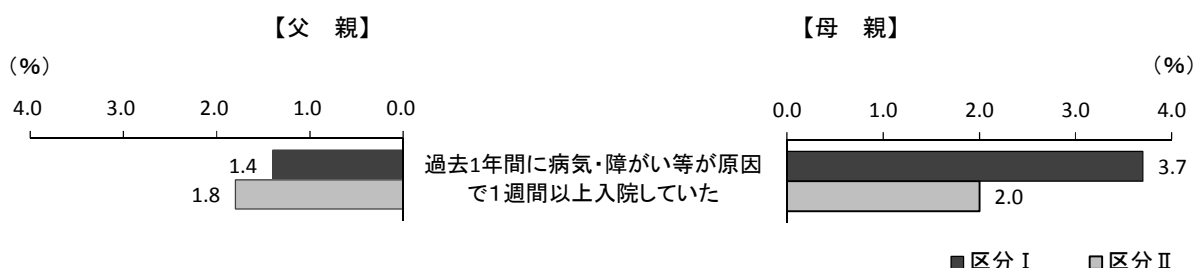
(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

(2) 障がい・疾病の状況

アンケート調査において、保護者の障がい・疾病の状況についてうかがったところ、区分Ⅰの母親の約4%が、過去1年間に、病気・障がい等が原因で1週間以上入院した経験があると回答しています。

また、ヒアリング調査では、うつ病等の精神疾患や障がい等がある場合に、就労の継続が難しいケースや不安定な家族状況となるケースなどもみられることから、状況に応じた継続的な支援が必要との意見が聞かれました。

■保護者の障がい・疾病の状況（子ども・若者のいる世帯）



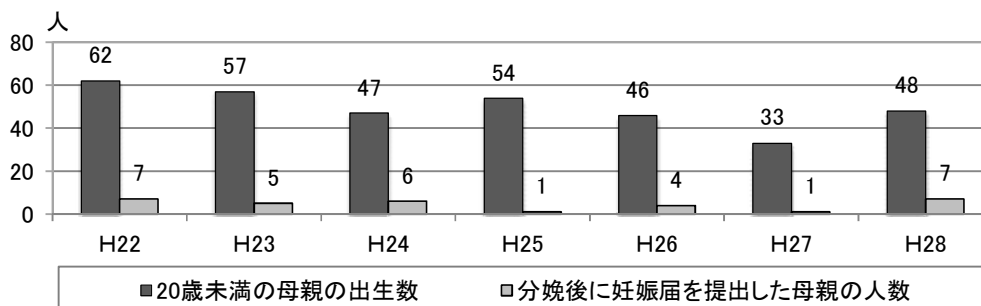
(3) 若年出産の状況

20歳未満に出産した母親は、平成28年度で48人となっています。15歳以上20歳未満の女性に対する割合は0.18%で、全国と比べて低い値となっています。

また、分娩後に妊娠届を提出した母親の数は、平成28年度で7人となっています。様々な事情で分娩後まで提出していないことが想定されますが、妊娠中において適切な支援、指導が受けられていない状況にあったと考えられます。

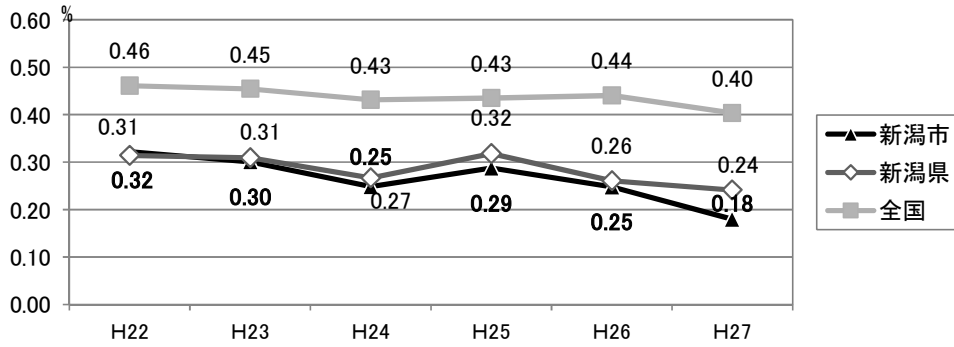
アンケート調査において、初めて親になった年齢についてうかがったところ、区分Ⅱに比べて、区分Ⅰでは10代及び20代前半で親になった割合が高く、母親の約7%が10代で親になっています。

■20歳未満の母の出生数及び分娩後に妊娠届を提出した母親の数の推移（新潟市）



(新潟市の保健と福祉(保健編))

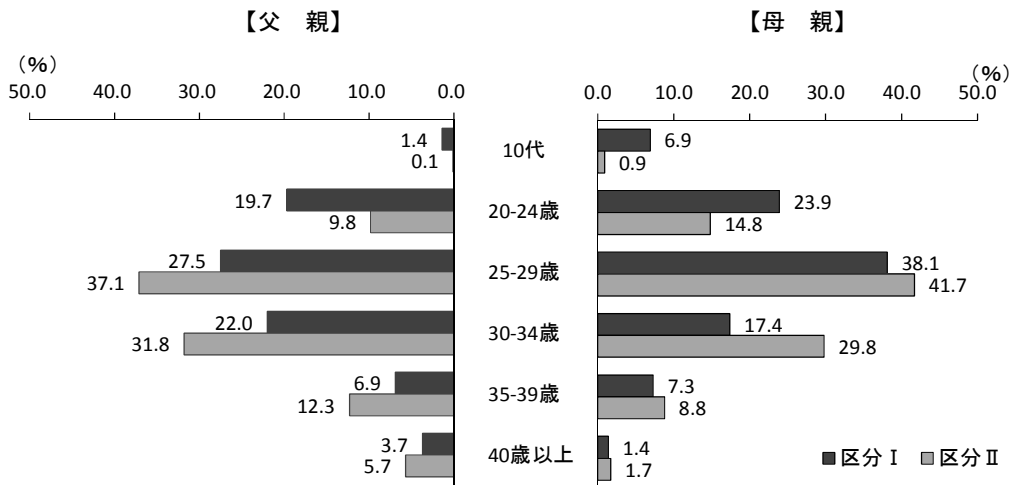
■15～20歳未満の女性に対する20歳未満の母の出生数の割合の推移



※15～20歳未満の女性の人数は住民基本台帳人口 各年10月1日現在

(市：母子保健年報、県：母子保健の現況、全国：総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数)

■初めて親になった年齢（子ども・若者のいる世帯）



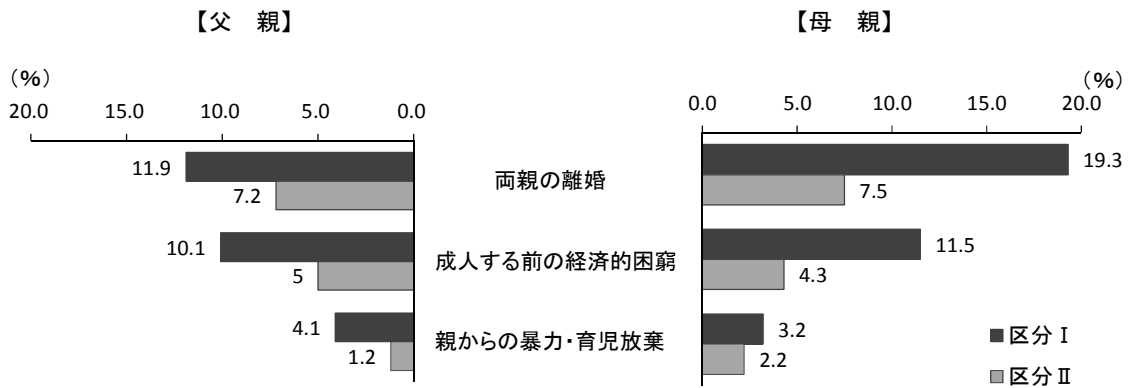
(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

(4) 過去の状況

アンケート調査の結果をみると、区分Ⅰの世帯の母親では、約2割の人が両親の離婚を経験しています。また、成人する前の経済的困窮について、区分Ⅰと区分Ⅱで差がみられており、世代間で関連している状況がうかがえます。

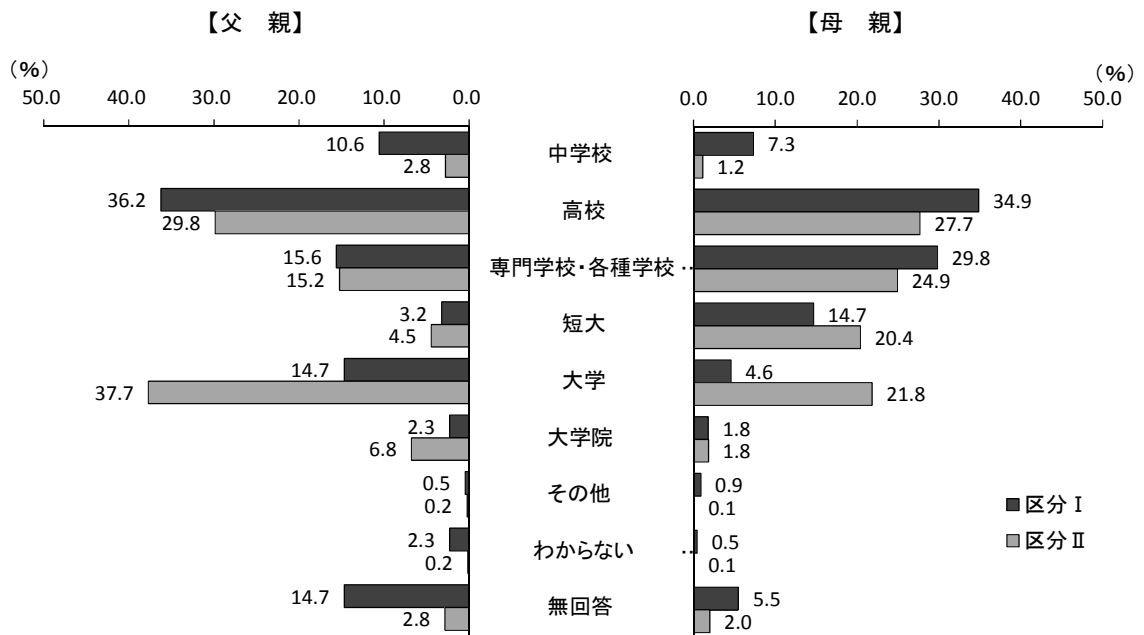
両親の最終学歴をみると、「大学」の割合が、区分Ⅰの世帯と区分Ⅱの世帯で差がみられます。

■保護者自身の経験（子ども・若者のいる世帯）



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

■保護者の最終学歴（子ども・若者のいる世帯）



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

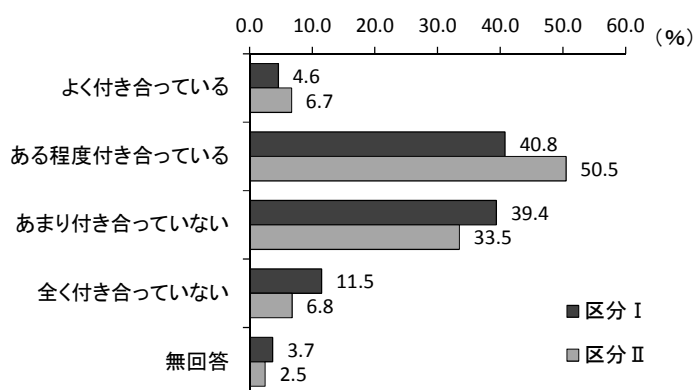
(5) 地域・社会とのつながり

アンケート調査の結果をみると、地域とのつき合いの程度について、所得区分Ⅰの世帯と区分Ⅱの世帯を比べると、区分Ⅱの世帯のほうが「ある程度付き合っている」の割合が高く、「あまり付き合っていない」、「全く付き合っていない」の割合が低くなっています。

また、困った時の相談相手について、「いる」人の割合が、区分Ⅰの世帯では区分Ⅱの世帯と比べて低く、「欲しいがいない」と回答した人が高くなっており、孤立を感じている人が多い状況がうかがえます。

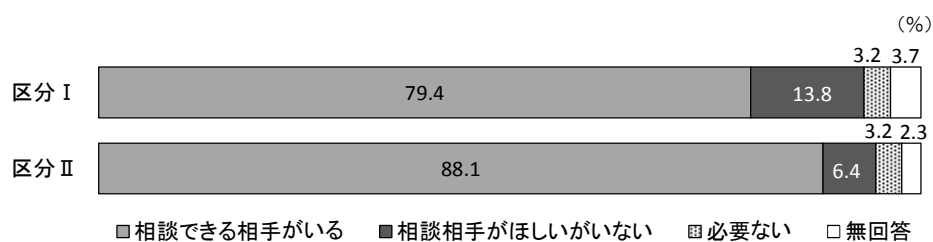
子育て支援センター等の利用状況をみると、区分Ⅰでは区分Ⅱに比べて「利用したことがある」の割合が低くなっています。

■地域とのつき合いの程度（子ども・若者のいる世帯）



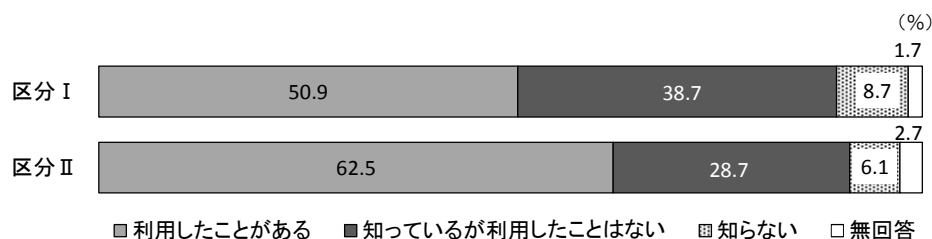
(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

■困ったときに相談できる人の有無（子ども・若者のいる世帯）



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

■子育て支援センター等の利用状況（子ども・若者のいる世帯）



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

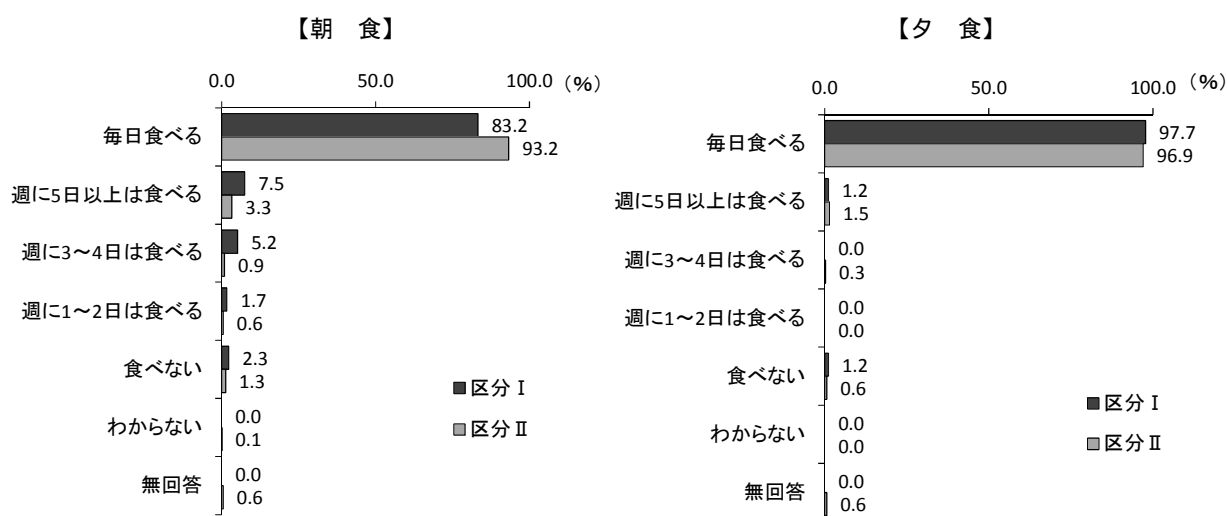
4 子ども・若者の状況

(1) 食事、生活習慣の状況

アンケート調査で保護者に子どもの食事の状況についてうかがったところ、朝食の欠食状況において区分Ⅰと区分Ⅱで差がみられました。

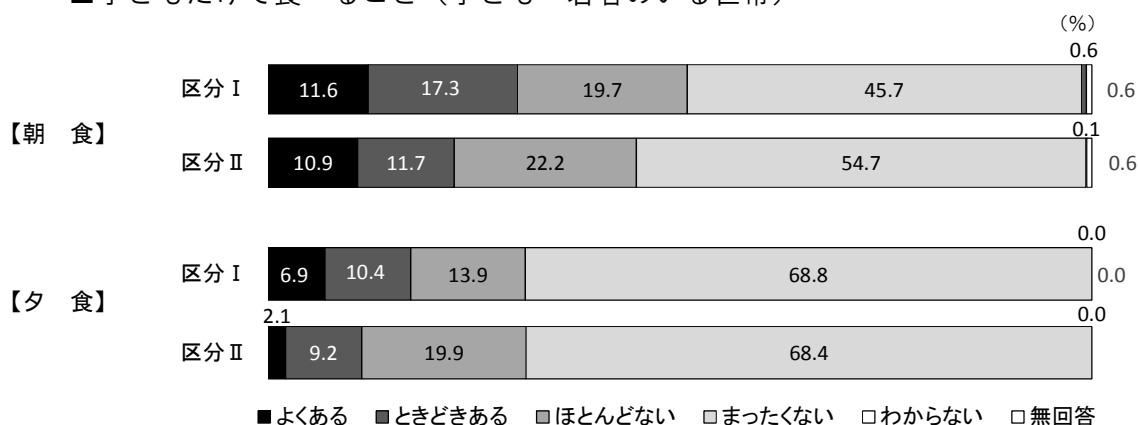
また、子どもだけで食べている状況について、区分Ⅰの世帯では、朝食で3割弱、夕食で2割弱の人が「よくある」、「ときどきある」と回答しており、区分Ⅱと比べてその割合が高くなっています。

■朝食・夕食の欠食状況（子ども・若者のいる世帯）



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

■子どもだけで食べること（子ども・若者のいる世帯）



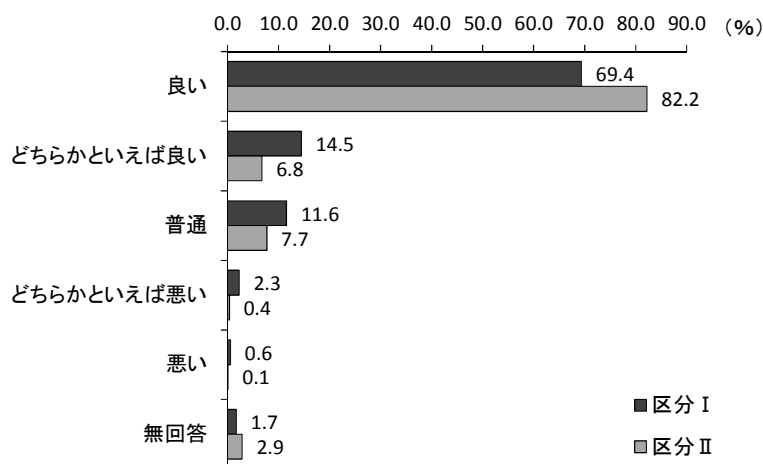
(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

(2) 健康状態・むし歯の状況

アンケート調査において、保護者に子どもの健康状態についてうかがったところ、「良い」の回答割合が、区分Ⅰでは約7割、区分Ⅱでは8割強でした。

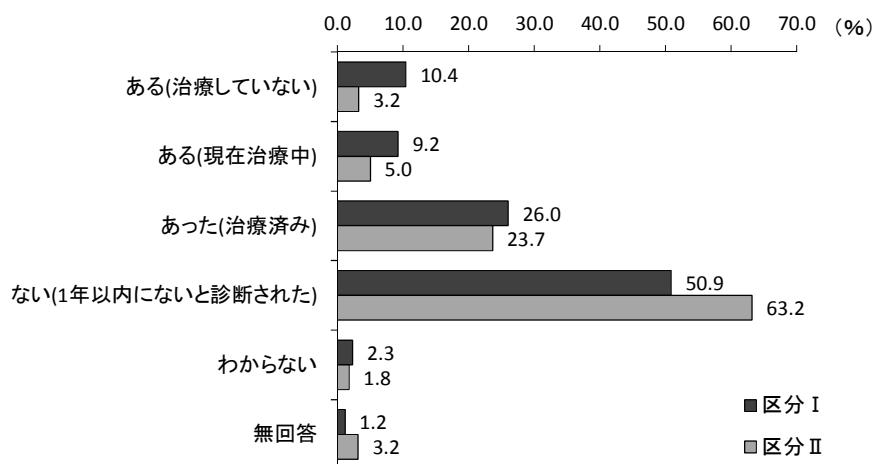
むし歯の状況をみると、「ない」の回答割合が区分Ⅰで約5割、区分Ⅱで6割強となっています。また、区分Ⅰでは区分Ⅱに比べて「ある（治療していない）」の割合が高くなっています。

■健康状態（子ども・若者のいる世帯）



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

■むし歯の状況（子ども・若者のいる世帯）



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

(3) 学習・進学状況

新潟県内の高等学校における中途退学者数は、平成28年度で799人、全生徒に対する割合（中途退学率）は1.3%となっています。

アンケート調査で、ひとり親世帯の子ども（中学生・高校生）に「希望として、将来どの学校まで行きたいか」（以下「希望」という）と、「現実として、どの学校まで行くことになると思うか」（以下「現実」という）についてうかがったところ、「希望」は「大学」が4割強となっていますが、「現実」は3割強と差がみられます。また、3割弱の人が、進学の「希望」と「現実」が異なると考えており、その理由について、「自分の学力」、「経済的余裕のなさ」が上位にあがっています。

また、無料の学習機会について、5割弱の子どもが「利用したい」と回答しています。

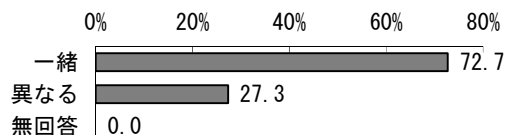
■ 高校中途退学者数の状況

		H27	H28
中途退学者数	全国	49,263人	47,623人
	新潟県	915人	799人
中途退学率	全国	1.4%	1.4%
	新潟県	1.3%	1.3%

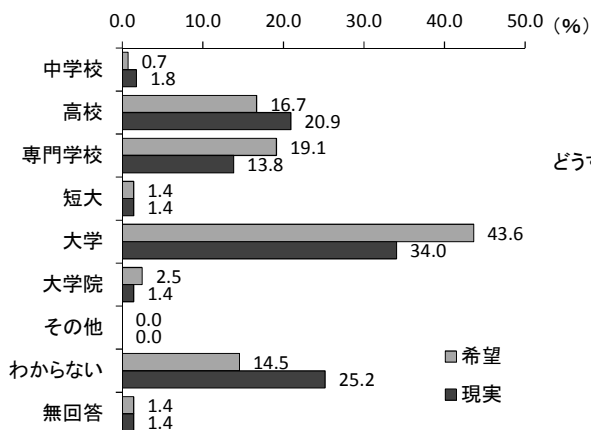
（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

■ 進学の「希望」と「現実」（ひとり親世帯の子ども）

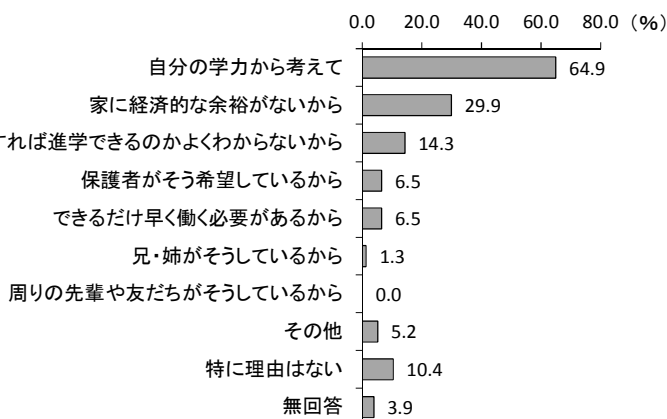
【「希望」と「現実」の差】



【「希望」及び「現実」の進学先】

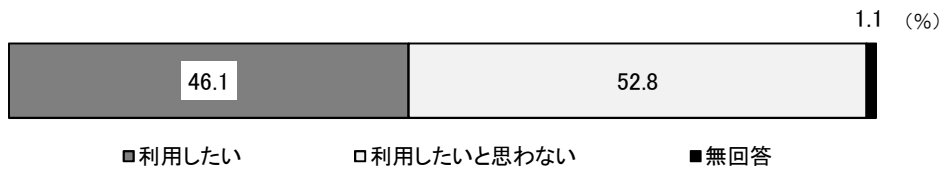


【「希望」と「現実」が異なる理由】



（新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査）

■無料の学習機会の利用意向（ひとり親世帯の子ども）



（新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査）

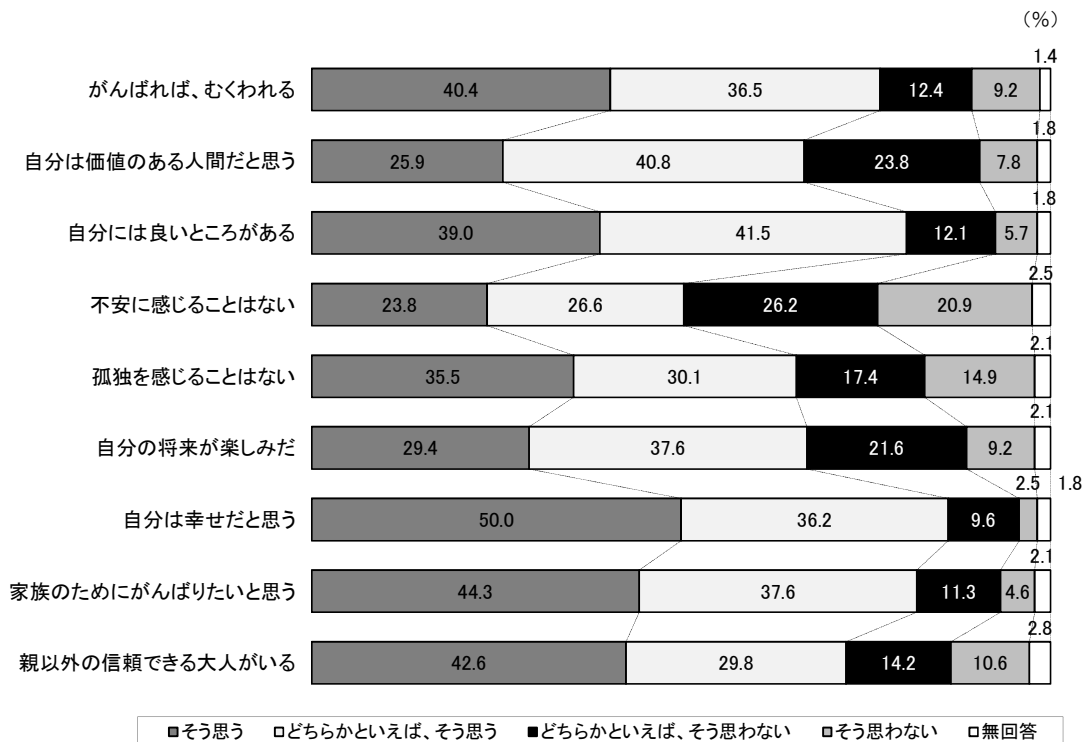
（４）自己肯定感、悩み・心配ごとの状況

アンケート調査で、ひとり親世帯の子どもに自身の考えについてうかがったところ、5割弱の人が不安に感じることもあり、約3割の人が自分は価値のある人間だと思わないと回答しています。一方、9割弱の人が「自分は幸せだと思う」とし、約8割の人が「家族のためにがんばりたい」、「自分には良いところがある」、「がんばれば、むくわれる」と回答しています。

また、悩みや心配ごとについて、約5割の人が悩みを抱えており、「学校や勉強のこと」、「友人関係」、「家族のこと」が上位に来ています。悩みや心配ごとの相談相手は、「友だち」、「親」がそれぞれ6割強と高くなっていますが、「誰もいない」と回答した人も1割弱となっています。

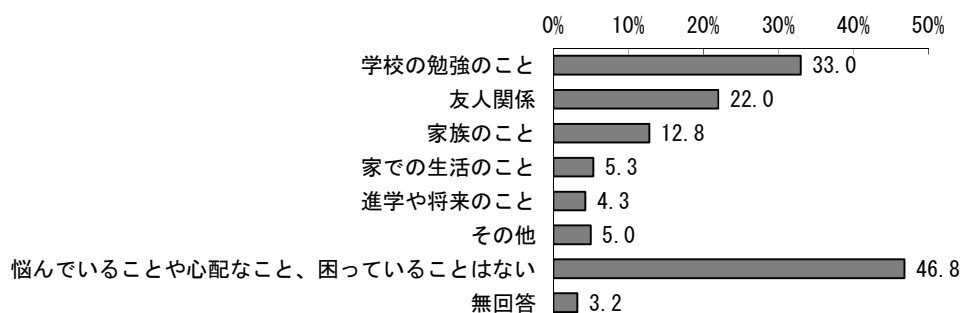
夢の有無では、7割弱が「ある」、約3割が「ない」と回答しています。

■自身の考え（ひとり親世帯の子ども）



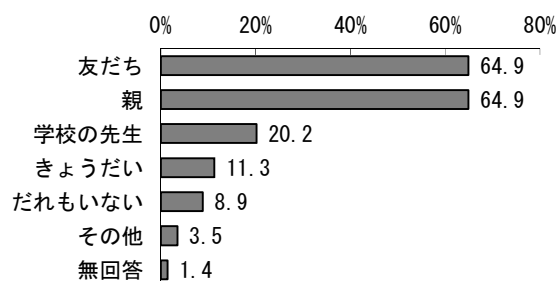
（新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査）

■ 悩みや心配ごと、相談したいこと（ひとり親世帯の子ども）



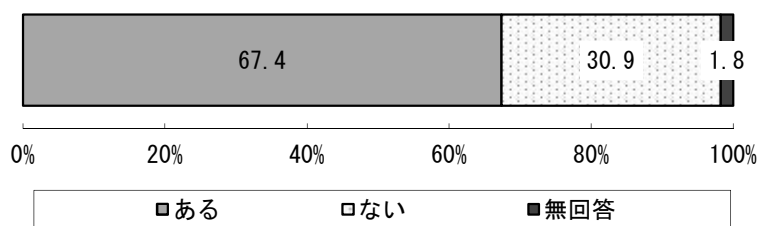
（新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査）

■ 悩みや心配ごとの相談相手（ひとり親世帯の子ども）



（新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査）

■ 夢の有無（ひとり親世帯の子ども）



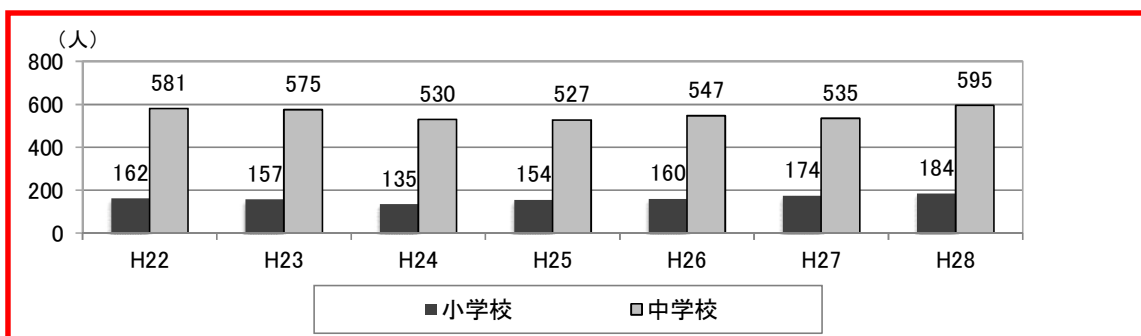
（新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査）

(5) 不登校の状況

本市における小・中学校の不登校児童・生徒数は、平成28年度、小学校で184人、中学校で595人となっています。

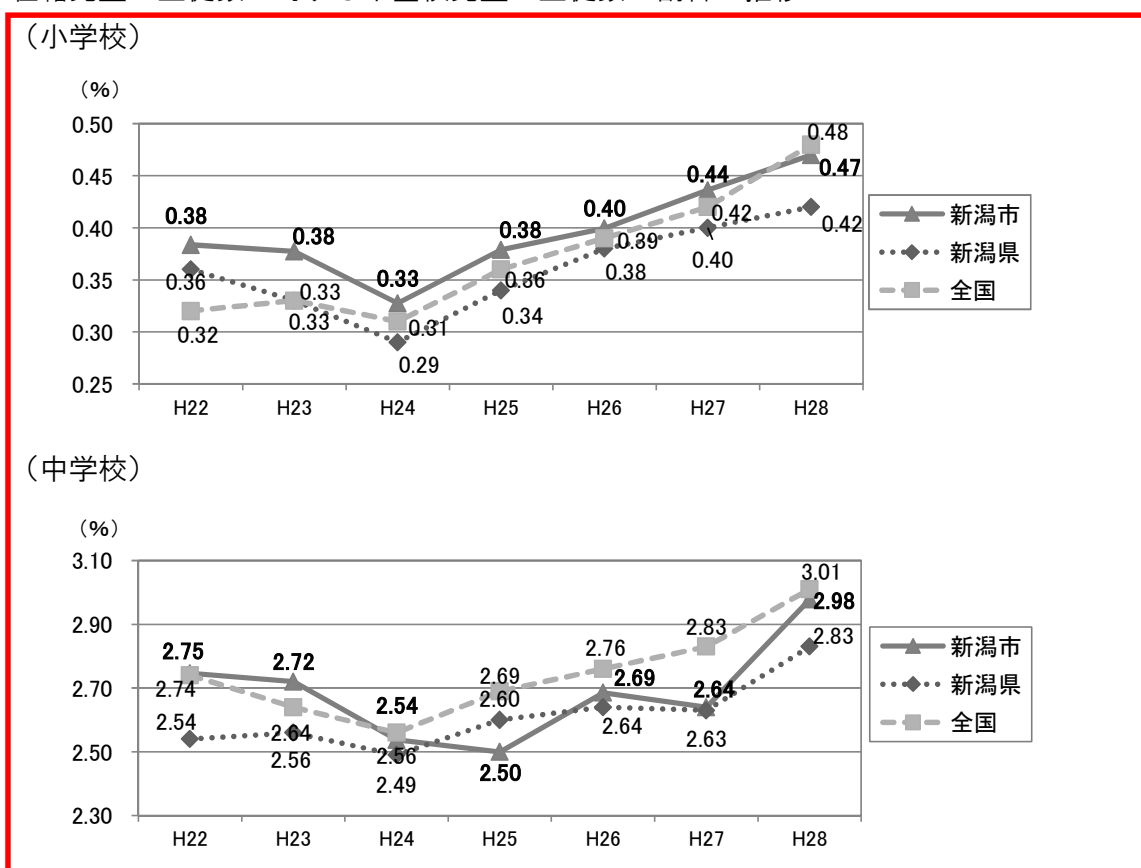
また、在籍児童・生徒数に対する割合は、小学生で0.47%、中学生で2.98%となっています。

■新潟市の不登校児童・生徒数の推移（新潟市）



(新潟市教育委員会調べ)

■在籍児童・生徒数に対する不登校児童・生徒数の割合の推移



(市：新潟市教育委員会調べ 県、全国：文部科学省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

(6) 若者の状況

本市における若者の就業状況をみると、15歳から34歳人口のうち、1割強にあたる20,100人が就業を希望する無業者となっています。

アンケート調査の結果をみると、18歳から23歳の若者のおよそ7%が「就学・就労していない」と回答しています。

また、18歳から23歳の若者の3割以上が奨学金を利用しています。

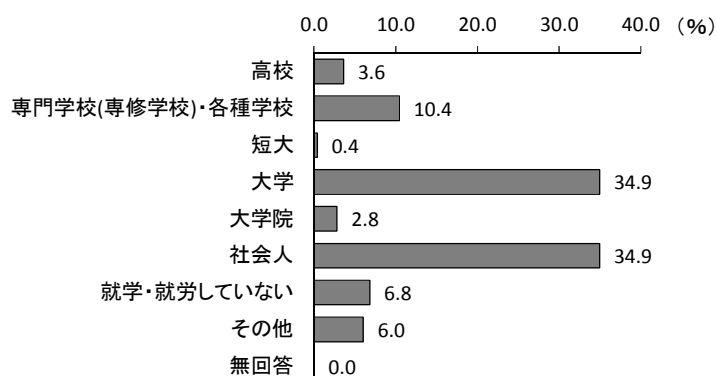
社会人となっている若者の最終学歴をみると、区分Ⅰの世帯では「高等学校卒業」が最も多く、区分Ⅱの世帯では「大学卒業」が最も多くなっています。

■若年（15～34歳）の就業状況

	新潟市		新潟県	全国
	人数	割合	割合	割合
15-34歳人口	173,600	-	-	-
無業者(家事・通学者含む)	68,200	39.3	38.6	37.2
就業希望者	20,100	11.6	10.5	13.1
求職者	12,100	7.0	6.2	6.5
非求職者	8,000	4.6	4.3	6.5
非就業希望者	47,900	27.6	27.9	24.0

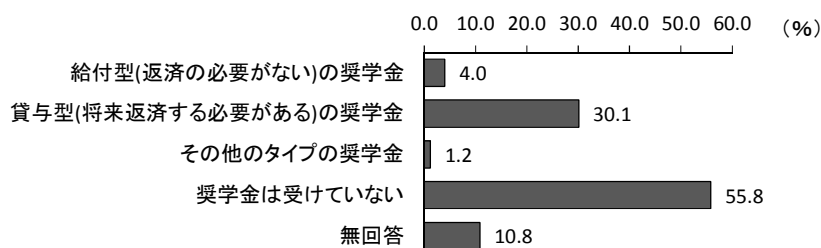
(総務省 平成24年就業構造基本調査)

■若者（18～23歳）の就学・就労状況



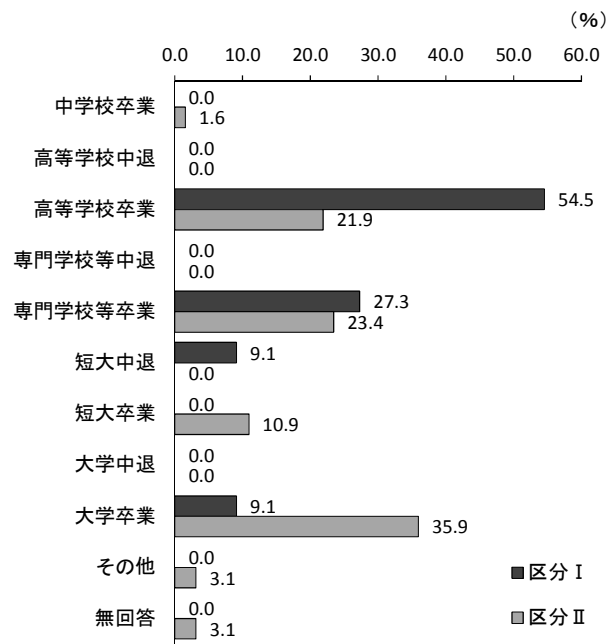
(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

■若者（18～23歳）の奨学金の利用の有無



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

■若者（社会人）の最終学歴



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

5 課題と施策に求められる視点

アンケート調査では、子ども・若者のいる世帯の1割強、ひとり親世帯の約5割が区分Ⅰに分類され、本市においても、全国同様、経済的な背景を踏まえた子育て・子育ての支援が必要とされている実態が見えてきました。また、困難な状況にある家庭や子どもは、経済的な背景以外にも様々な課題を抱えている状況もみられることから、一人ひとりの状況に応じて寄り添った支援をしていくための体制、環境づくりが求められています。

(1) 子どもの健やかな成長に向けた支援

アンケート調査から、家庭の経済的な状況により、子どもが体験できる経験や食事の状況、健康状況などに差がみられました。また、経済面や自身の学力等を理由に、進学に対する希望と現実の違いがみられるなど、経済的状況を含む家庭環境などから、進学をあきらめてしまう状況がうかがえます。すべての子どもが健やかに育つ環境を整備するとともに、経済的な状況によらず学習ができる環境づくりや希望に応じた進学のための支援、社会経験や交流体験ができる環境を整えることが必要です。

また、多くの子どもが将来に夢や希望をもつ中で、悩みや不安等を抱え、相談する相手がいないと回答する子どももみられます。そうした子どもたちが相談できる場所や安心して過ごせる居場所が求められています。

さらに、ヒアリング調査では、子どもの時期には成長過程に応じて必要とされる支援があることや、困難な状況にある子どもたちの気持ちに寄り添った支援の必要性などに関する意見があり、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援が必要です。

【調査結果からみられる課題】

- 家庭の経済的状況により、子どもの経験や食事、健康状態に差がみられる。
- 家庭環境から学習や進学に対する意欲が弱まってしまう子どももいる。
- 悩みや不安があっても、相談相手がない子どももいる。
- 子どもの時期には成長過程に応じて必要とされる支援がある。

【施策に求められる視点】

- すべての子どもの健やかな成長の支援
- 経済的状況によらない学習環境や進学のための支援
- 経済的状況にかかわらず社会経験や交流体験ができる機会の充実
- 不安や悩みを相談できる場所や安心して過ごせる居場所の整備
- 子ども一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援

(2) 困難な状況にある家庭への支援

アンケート調査の結果をみると、家庭の経済的な状況が、子どもの経験や学習・進学機会や未来への希望のもち方などに影響している状況がみられており、保護者の安定した就労と経済的な支援の充実を図る必要があります。

中でも、ひとり親家庭の母親は4割以上が非正規職員であり、比較的不安定な就労状況に置かれている一方、5割近くが正規職員として働きながら子育てをしています。また、ひとり親家庭の父親は正規職員の割合が低くなっています。ひとり親家庭の親は家計と子育てを一人で担う必要から、就労面で制約を受けることや心身に大きな負担を抱えることもあり、就労支援等による経済基盤の確保に加え、健康面や生活面など様々な側面から支援していく必要があります。

また、ヒアリング調査では、経済的な課題の背景に、保護者の妊娠・出産の状況や障がい・疾病、過去の経験など様々な要因があるという意見が聞かれました。

妊娠・出産段階から、保護者が抱えている困難やその背景等を踏まえ、生活に寄り添った切れ目のない支援と保護者が困難を抱え込まないための養育支援・相談支援の充実を図る必要があります。

【調査結果からみられる課題】

- 経済的な困難の背景には、複合的な要因がみられ、様々な支援が必要とされている。
- 家庭の経済的な状況が、子どもの経験や希望のもち方に影響している状況がみられる。
- ひとり親家庭の母親の4割以上が非正規雇用として、5割近くが正規職員として働いている。また、父親の正規職員の割合は低い。

【施策に求められる視点】

- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- 経済的自立に向けた支援
- ひとり親家庭に対する支援

(3) 地域全体で支える体制づくり

ヒアリング調査では、子どもの様子から家庭環境の課題が見えづらい点に関する意見がありました。子どもや家庭の悩みや課題を的確にとらえ、状況に応じた適切な支援につなげるためにも、子どもや家庭を支える人材の専門性を高めつつ、マンパワーの充実を図るとともに、教育・福祉をはじめ、分野間での連携・情報共有のしくみを構築していくことが必要です。

また、アンケート調査から保護者の状況をみると、経済的な状況により、地域とのつながりや相談相手の有無、子育て支援サービスの利用状況等に違いがみられました。困難を有している家庭等が地域社会から孤立せず、周囲の理解と支援を得ながら前向きに暮らしていくことができるよう、子どもや家庭を支える地域の活動や取り組みと連携・協力しながら、社会全体で子どもを見守り、育てていく環境づくりとネットワークの構築が必要です。

【調査結果からみられる課題】

- 子どもの様子からは家庭環境の課題は見えづらい。
- 家庭の経済的な状況により、地域社会とのつながりや相談相手、子育て支援の利用状況等に差がみられる。

【施策に求められる視点】

- 子どもや家庭を支える人材の専門性の向上とマンパワーの確保
- 各分野が連携した包括的な支援体制の構築
- 地域全体の理解と支え合う環境の整備

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

新潟市に暮らすすべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、未来に夢と希望をもって健やかに成長し、将来、豊かな人間関係のもとで自立した生活が営めるよう、地域全体で子どもと家庭を見守り支えるあたたかい社会の実現を目指します。

2 基本方針

基本方針Ⅰ 子どもの健やかな育ちを支え、未来を切り拓く力を育む

子どもたちが、信頼できる人間関係や安心・安全な環境のもとで、未来に夢と希望をもって、健やかに成長できるよう支援するとともに、様々な体験・交流を通して、豊かな社会性や困難に立ち向かうたくましさを身につけ、将来自立するための力を育んでいけるよう支援します。

基本方針Ⅱ 子どもの暮らしと家庭を支える

子どもたちが、安心・安全な環境のもとで成長過程に応じた適切な養育を受けられるよう、家庭や家族を支えます。

また、困難な状況にある家庭が、地域社会とのつながりを持ちながら、安定した暮らしを保てるよう生活の基盤づくりを支援します。

基本方針Ⅲ 気づき・つなぐ支援体制と見守り・支えるあたたかい地域環境を整える

子どもたちや家族・家庭が抱える悩みや課題を理解し、支援を求めるメッセージにはやく気づき対応できるよう、子どもや家庭に寄り添いながら、それぞれのニーズに応じた適切な支援につなぐ支援体制を目指します。

また、人と人がつながり、地域全体で子どもや家庭を見守り支えるあたたかい地域づくりや地域活動を推進します。

3 現状把握のための指標

国「子供の貧困対策に関する大綱」に掲げる 25 の指標

No	指標		数値	出典・基準日
1	高等学校進学率	国	93.3%	厚生労働省調べ（H28.4.1）
		県	99.4%	
		市	99.1%	
2	高等学校中退率	国	4.5%	厚生労働省調べ（H28.4.1）
		県	6.0%	
		市	4.3%	
3	大学等進学率	国	33.1%	厚生労働省調べ（H28.4.1）
		県	33.3%	
		市	36.5%	
4	就職率（中学卒業後）	国	1.6%	厚生労働省調べ（H28.4.1）
		県	0.0%	
		市	0.0%	
5	就職率（高校卒業後）	国	44.3%	厚生労働省調べ（H28.4.1）
		県	50.0%	
		市	45.8%	
6	進学率（中学卒業後）	国	97.5%	厚生労働省調べ（H28.5.1）
		県	93.8%	
		市	100.0%	
7	就職率（中学卒業後）	国	1.5%	厚生労働省調べ（H28.5.1）
		県	6.2%	
		市	0.0%	
8	進学率（高校卒業後）	国	24.0%	厚生労働省調べ（H28.5.1）
		県	7.1%	
		市	0.0%	
9	就職率（高校卒業後）	国	70.4%	厚生労働省調べ（H28.5.1）
		県	78.6%	
		市	100.0%	
10	ひとり親家庭の子ども 就園率（保育所・幼稚園）	国	72.3%	H23 全国母子世帯等調査（H23.11.1）
		県	63.0%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査（H26 年度）
		市		
11	ひとり親家庭の子ども 進学率（中学卒業後）	国	93.9	H23 全国母子世帯等調査（H23.11.1）
		県		
		市		

No	指標			数値	出典・基準日
12	ひとり	就職率（中学卒業後）	国	0.8%	H23 全国母子世帯等調査（H23.11.1）
			県		
			市		
13	親家庭の子ども	進学率（高校卒業後）	国	41.6%	H23 全国母子世帯等調査（H23.11.1）
			県		
			市		
14	子ども	就職率（高校卒業後）	国	33.0%	H23 全国母子世帯等調査（H23.11.1）
			県		
			市		
15		スクールソーシャルワーカー（※1）の配置人数	国	1,780人	文部科学省調べ（H28年度）
			県	10人	実績値（H29年度）
			市	3人	市教育委員会調べ（H29年度）
16		スクールカウンセラー（※2）の配置率（小学校）	国	58.6%	文部科学省調べ（H28年度）
			県	52.9%	派遣校数の実績値（H29年度）
			市	100.0%	市教育委員会調べ（H29年度）
17		スクールカウンセラー（※2）の配置率（中学校）	国	88.4%	文部科学省調べ（H28年度）
			県	100.0%	実績値（H29年度）
			市	100.0%	市教育委員会調べ（H29年度）
18		就学援助制度に関する周知状況（毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合）	国	70.5%	文部科学省調べ（H27年度）
			県	96.7%	県調べ（H26年度）
			市		
19		就学援助制度に関する周知状況（入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合）	国	69.6%	文部科学省調べ（H27年度）
			県	96.7%	県調べ（H26年度）
			市		
20		日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子）	国	予約採用 段階 72.2% 在学採用 段階 97.2%	日本学生支援機構調べ（H28年度）
			県		
			市		
21		日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（有利子）	国	予約採用 段階 100.0% 在学採用 段階 100.0%	日本学生支援機構調べ（H26年度）
			県		
			市		

No	指標		数値	出典・基準日
22	ひとり親家庭の親の就業率 (母子家庭)	国	80.6%	H23 全国母子世帯等調査 (H23. 11. 1)
		県	88%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査 (H26 年度)
		市		
23	ひとり親家庭の親の就業率 (父子家庭)	国	91.3%	H23 全国母子世帯等調査 (H23. 11. 1)
		県	93.5%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査 (H26 年度)
		市		
24	子どもの貧困率	国	13.9%	H28 国民生活基礎調査 (H27 年度)
		県		
		市		
25	子どもがいる現役世帯のうち 大人が一人の貧困率	国	50.8%	H28 国民生活基礎調査 (H27 年度)
		県		
		市		

※1 スクールソーシャルワーカー：社会福祉等の専門的な知識や技術を有する者。医療機関・福祉機関等と連携し、困難な状況にある児童生徒、家庭に対して、生活支援や福祉制度へつなげる等、環境改善の働きかけをする。

※2 スクールカウンセラー：児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者。小・中・高等学校において、児童生徒、保護者へのカウンセリングや教職員への助言等を行う。

市独自の指標

No	指標	数値	出典・基準日
子どもの指標（基本目標Ⅰ関連）			
1	「自分には良いところがある」と回答した子どもの割合	小5：80.3% 中2：69.8%	H28 新潟市生活・学習意識調査
2	「将来の夢やつきたい仕事がある」と回答した子どもの割合	小5：84.3% 中2：64.6%	H28 新潟市生活・学習意識調査
保護者の指標（基本目標Ⅱ関連）			
3	困ったときに相談できる人がいる保護者の割合	87.2%	H29 新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査
4	子育てに関する情報の満足度	28.9%	H28 子育て市民アンケート（全対象者）
体制・地域の指標（基本目標Ⅲ関連）			
5	「子ども食堂」(※)の数	21箇所	市把握数（H29.12末現在）
6	「新潟市は子育てしやすいまち」と思う保護者の割合	39.9%	H28 子育て市民アンケート（全対象者）

※ 子ども食堂：無料あるいは安価な参加費で食事が提供される子どもの居場所。新潟市では、平成29年12月末現在、21箇所の子ども食堂が開設されている。親子または子ども1人でも安心して訪れることができ、食事以外にも学習の支援や遊びなどを通じた地域交流の場にもなっている。

第4章 施策の展開

施策体系

基本方針Ⅰ

子どもの健やかな育ちを支え、未来を切り拓く力を育む

- 施策Ⅰ-1 心とからだの成長支援
- 施策Ⅰ-2 学習・進学支援
- 施策Ⅰ-3 多様な体験・交流機会の充実
- 施策Ⅰ-4 子ども・若者の居場所づくり
- 施策Ⅰ-5 困難な状況にある子ども・若者の支援

基本方針Ⅱ

子どもの暮らしと家庭を支える

- 施策Ⅱ-1 子どもと家庭を支える切れ目のない支援
- 施策Ⅱ-2 保護者の就労・生活支援
- 施策Ⅱ-3 ひとり親家庭への支援

基本方針Ⅲ

気づき・つなぐ支援体制と見守り・支えるあたたかい地域環境を整える

- 施策Ⅲ-1 子ども・若者を支える人材の育成
- 施策Ⅲ-2 相談・支援体制の整備
- 施策Ⅲ-3 地域全体で見守り支える環境づくり

基本方針Ⅰ 子どもの健やかな育ちを支え、未来を切り拓く力を育む

施策Ⅰ-1 こころとからだの成長支援

■施策の方針■

未来を切り拓く力を育むための基盤となる心身の健全な成長を支援します。

■施策推進の背景■

心身の健全な成長は、子どもたちが未来に希望をもち、自立するための能力と意欲を身につけていくための基盤となります。

アンケート調査では、家庭の経済的状況等によって、子どもの欠食状況に違いがみられました。

ヒアリング調査では、欠食がなくても食事の栄養バランスが悪かったり、基本的な生活習慣が身につけていない場合、心身の健全な成長・保持に影響を与えたり、学習意欲の減退等につながることもあるとの指摘がありました。また、子どもの発達課題については、早い段階で適切な医療・療育につなぐことが重要であり、発達の過程において、愛着や信頼関係を伴った人間関係が子どもの力を育むとの意見がありました。

こうした状況から、すべての子どもが望ましい食習慣や生活習慣を形成し、自己肯定感や基本的な信頼感を養うことができるよう、家庭や幼稚園・保育園、学校等の関係機関と連携し、一人ひとりの発達の状況に応じたきめ細かい支援の充実を図っていくことが必要です。

■具体的な取り組み■

1 健やかな育ちの支援

妊娠・出産期からの母子保健事業等を実施するとともに、各事業が連携して、子どもの健全な発達・発育を支援します。

また、学童期にかけて、幼稚園・保育園、学校等を中心に、健康なからだづくりの基礎となる食事などの基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援するとともに、給食等の提供を通して、成長に必要な栄養に配慮した安心安全な食を確保します。

思春期にかけては、思春期教育や性に関する指導を通して、いのちの大切さについても伝えていきます。

【主な関連事業】

- 妊婦健康診査 ○安産教室 ○こんにちは赤ちゃん訪問事業
- 乳幼児健康診査 ○予防接種 ○妊婦乳幼児歯科健診・フッ化物塗布
- むし歯予防事業（フッ化物洗口） ○離乳食・幼児食講習会
- 保育園・学校等における食育事業・各種健康診断 ○学校給食事業
- 生活習慣病予防対策事業 ○思春期教育 ○性に関する指導

2 こころの健全な成長・発達支援

愛着を伴った親子関係の構築を支援し、子どもの自己肯定感を育みます。

また、家庭や幼稚園・保育園、学校、地域等における様々な交流・体験、主体的な活動等により、達成感や自己有用感を得られる取り組みを推進し、子どもたちが自信と誇りをもって未来に踏みだせるよう、こころの成長・発達を支援します。

【主な関連事業】

- 初めての子育て支援事業 ○CAPプログラムの実施 ○命の講座
- 道徳教育・福祉教育 ○人権教育・同和教育・男女平等教育

3 様々な育ちの支援

すべての子どもたちが、一人ひとりの発達の状況に応じてのびのびと成長できるよう、保健師や幼稚園・保育園、学校等が関係機関・団体と連携しながら、様々な育ちに理解を深め、子どもたちのコミュニケーションスキルを育むとともに、親子が地域社会において、様々な体験や交流を重ねながら、安心して生活を営んでいけるように支援します。

【主な関連事業】

- 児童発達支援センター等 ○インクルーシブ教育システムの推進
- 早期からの就学支援の推進

施策 I-2 学習・進学の実支援

■ 施策の方針 ■

家庭環境や経済的状況によらず、学習意欲や学習習慣を身につけ、それぞれの夢に挑戦できるよう支援します。

■ 施策推進の背景 ■

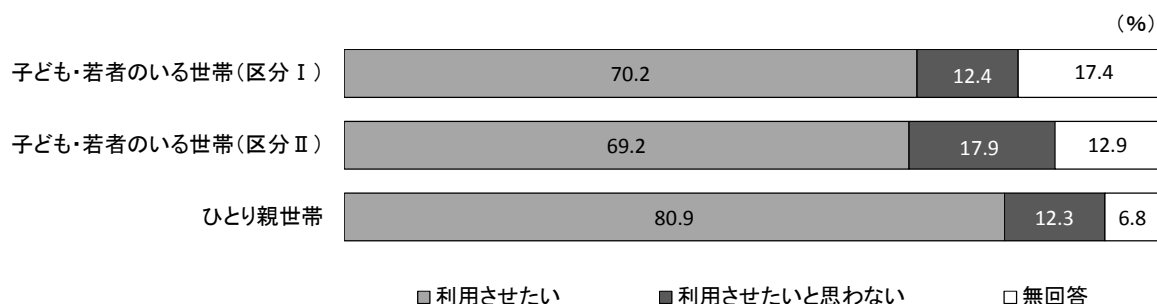
子ども一人ひとりがおも個性や能力、可能性を最大限伸ばすことができる教育を受け、それぞれの夢に挑戦できるように支えていくことが、豊かな人生の実現に向けて歩んでいくための力につながります。

アンケート調査の結果をみると、区分Ⅰの世帯では、有料の学習塾や習い事に通わせることが経済的にできないと回答した人の割合が高く、また、ひとり親世帯の子どもでは進学における希望と現実の差がみられ、その理由として、自分の学力や経済的に余裕がないことをあげている人の割合が高くなっています。無料の学習機会に対しては、子ども・若者がいる世帯の約7割、ひとり親世帯の約8割が子どもに利用させたいと回答しています。

ヒアリング調査では、生活環境等により家庭での学習習慣が定着せず、基礎学力が伸びない場合があるとの指摘がありました。

こうしたことを踏まえ、一人ひとりの子どもの状況に寄り添いながら、子どもたちが家庭環境や経済的な状況に関わらず、学習習慣を身につけ、希望に応じた学習が可能となるよう支援していく必要があります。また、経済的な理由で進学を断念することなく、希望する進学の実現を支援するための取り組みを拡充していくことが必要です。

■ 「無料の学習機会」の利用意向



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

■具体的な取り組み■

1 学校教育の充実

学校教育においては、家庭環境や経済的な状況によらず、一人ひとりの子どもが基礎的な学力や学習習慣を身につけ、将来の自立や社会生活に対応できるよう、個々に応じたきめ細かい指導や支援の充実を図ります。

【主な関連事業】

- 学力定着支援事業 ○アフタースクール学習支援事業
- 学習支援員派遣事業 ○学習習慣定着事業 ○キャリア教育推進事業

2 学習支援・学習環境づくりの推進

家庭の経済的な状況等により、学習習慣が十分に身につけていない子どもや学校以外での学習が困難な子どもに対し、それぞれの状況や心情に寄り添った支援を行うとともに、一人ひとりの状況に応じて、学習意欲や学力を身につけるための学習支援の場を提供し、制度の充実を図ります。

【主な関連事業】

- 子どもの学習支援事業 ○ひとり親家庭等学習支援事業の検討
- ふれあいスクール事業

3 就学・進学支援の充実

経済的に困難な状況にある家庭の子どもが安心して学校に通い、勉強することができるよう、就学援助等の支援を行います。

また、希望する進学や就学継続を断念することのないよう、進路指導や相談支援と併せて、経済的な支援の充実を図ります。

【主な関連事業】

- 就学援助事業 ○奨学金貸付事業 ○社会人奨学金貸付事業
- 学び直しの授業料負担の支援 ○入学準備金貸付事業 ○私立高等学校学費助成
- 特別支援教育就学奨励事業 ○定時制高等学校夜食費補助事業

施策 I-3 多様な体験・交流機会の充実

■施策の方針■

多様な体験や交流を通して、社会とつながり発展する力を育みます。

■施策推進の背景■

アンケート調査では、経済的状況等により様々な体験機会に差がみられました。また、区分Ⅰの世帯では、近所や親せきとの付き合いの程度が低い傾向がみられ、地域の大人や親せき等との関わりが少ない状況がうかがえます。

ヒアリング調査では、困難な状況にある子どもたちが、様々な体験や交流を通して、家族や友達以外の模範や手本となりうる大人との関わりをもつことで、将来の生活や仕事を具体的にイメージし、希望や目標を抱けるようになるとの意見が聞かれました。

こうしたことから、家庭の経済的状況等にかかわらず、多様な体験・交流を通して社会性や自立する力を身につけることができる機会を充実させるとともに、地域の様々な大人との出会いや交流機会を創出し、継続した関係がもてるような環境を整えていく必要があります。

■具体的な取り組み■

1 多様な体験活動の充実

集団生活や自然体験、職業体験などの様々な体験活動を通して、社会性や自立能力を高め、将来への就業イメージを得ることができるよう、地域や学校等における体験活動の充実を図り、子どもたちの参加を推進します。

【主な関連事業】

- ふれあいスクール事業 ○地域と学校パートナーシップ事業
- 「アグリ・スタディ・プログラム」に基づく体験学習の推進事業
- 自然体験学習 ○児童館・児童センター ○こども創造センター
- 芸術創造村・国際青少年センター

2 多様な交流機会の創出

子どもたちが、地域社会において、信頼できる大人との出会いや交流を通して、豊かな人間関係を育み、社会性を身につけられるよう、多様な交流機会の創出に努めます。

【主な関連事業】

- ふれあいスクール事業 ○地域と学校パートナーシップ事業
- 子どもの学習支援事業 ○ひとり親家庭等学習支援事業の検討
- 子どもの居場所づくり（子ども食堂等）への支援

施策 I-4 子ども・若者の居場所づくり

■施策の方針■

子ども・若者が安心して過ごせる居場所や相談できる場の充実を図ります。

■施策推進の背景■

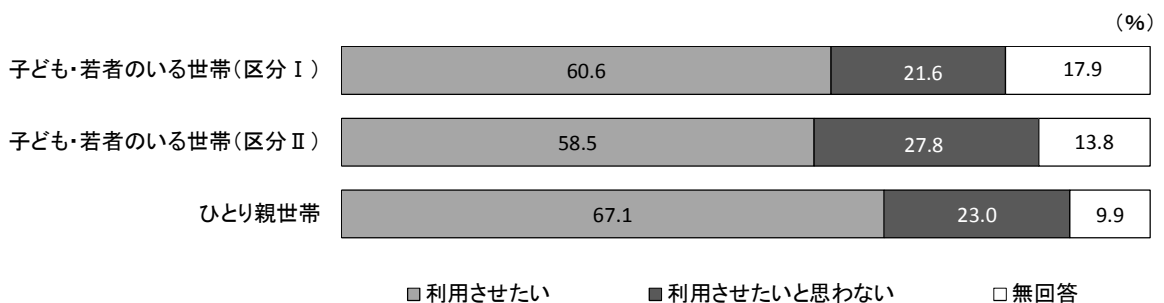
アンケート調査の結果をみると、ひとり親世帯では、母親の約3割、父親の約4割で帰宅時間が夜7時以降となっており、子ども・若者のいる世帯の約1割、ひとり親世帯の約2割で子どもだけで夕食を食べることが「ある」と回答しています。また、子ども・若者のいる世帯の約6割、ひとり親世帯の約7割で「子どもの居場所」の利用意向を示しています。

ヒアリング調査では、子どもにとって、安心して過ごすことができる場所、ありのままを受け入れてくれる場所が必要との意見が聞かれました。

本市では、平成29年12月末現在、21か所で「子ども食堂」が展開されており、食事の提供による栄養面の支援だけでなく、夜間の居場所や学習支援の場、地域交流の場にもなっています。

こうしたことから、地域の中に、家庭以外にも子どもたちが安心して過ごすことができ、認められ、自分の居場所となりうる場や、悩みや不安を打ち明け、相談できる場を創出・拡充していくための取り組みが必要です。

■「子どもの居場所」の利用意向



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

■具体的な取り組み■

1 安心して過ごせる居場所づくりの推進

就労などで放課後等に保護者が不在となる家庭の子どもや、困難や生きづらさを抱えている子どもたちが、安心して自分らしく過ごすことができる居場所の充実を図るとともに、地域における子どもの居場所づくりに関する取り組みを支援します。

また、若者支援センターでは、若者が自由に過ごすことのできる居場所を確保し、様々な相談に対応するとともに、自立支援の充実を図ります。

【主な関連事業】

- 放課後児童クラブ ○児童館・児童センター ○若者支援センター
- 子どもの居場所づくり（子ども食堂等）への支援

2 相談体制の充実

学校や地域の中で、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、児童相談所等、子ども・若者の悩みに寄り添いながら専門的な相談を受けることができる体制の強化と周知を図ります。

【主な関連事業】

- 教育相談ネットワーク事業 ○カウンセラー等活用事業
- 児童相談所 ○若者支援センター

施策 I-5 困難な状況にある子ども・若者の支援

■施策の方針■

困難な状況にある子どもや若者に対し、将来の自立に向けたきめ細かい支援を行います。

■施策推進の背景■

アンケート調査では、子ども・若者のいる世帯の約5%、ひとり親世帯の約1割で子どもが不登校を経験している状況がみられました。不登校に至る背景を踏まえつつ、子どもの将来にとって最善な選択ができるよう、支援体制の充実が必要です。

乳児院・児童養護施設・里親などの社会的養護のもとで生活する子どもたちへの支援については、国は、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」を重視する中で里親委託を推進しており、本市においても里親に対する支援の充実を図っていく必要があります。また、施設退所後の子どもが安定した生活を送れるよう、生活基盤を整えるための支援の充実が必要です。

平成24年就業構造基本調査によると、本市では、15歳から34歳の1割強にあたる約20,100人が就業を希望しており、そのうち8,000人が求職していない状況にあります。また、アンケート調査では18歳から24歳までの若者の1割弱の人が「就学・就労していない」と回答しています。若者の就労支援は、関係機関や支援団体、企業等と連携し、働くこと、社会とのつながりをもつことへの意欲を引き出しながら、支援にあたっていく必要があります。

ヒアリング調査では、困難な状況にある子どもは、自分からSOSを発信することが難しいとの意見も聞かれました。

こうしたことから、困難な状況にある子どもや若者が安心・安全に過ごすことのできる居場所を確保するとともに、信頼できる大人が子ども一人ひとりの状況に寄り添い、愛情をもった関わりを積み重ねるなど、子どもたちが周囲との信頼関係を築きながら、社会性や自立に向けた生活能力を養っていけるよう、継続的に支援していく必要があります。

■具体的な取り組み■

1 いじめや不登校への対応と子どもを支える体制の強化

長期にわたり学校に通うことができない子どもに対し、教育相談センター等の関係機関と連携しながら、登校支援や訪問教育相談、適応指導等の支援を行います。

また、学校・保護者・地域が連携し、いじめを生まない社会の実現に向けて取り組みます。

【主な関連事業】

- 教育相談ネットワーク事業 ○カウンセラー等活用事業
- 高校中退の未然防止 ○高校中退者への支援
- 若者支援センター

2 社会的養護の充実

家庭で適切な養育を受けることができない子どもに対しては、できるだけ家庭と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、里親への委託を推進するとともに、里親に対する支援の充実を図ります。

また、市立乳児院などの施設における家庭的養護を推進し、子ども一人ひとりの状況に寄り添いながら、成長過程に応じた継続的な支援を行うとともに、施設退所後も安定した生活が継続できるよう、退所した子どもの生活実態の把握に努めつつ、状況に応じて必要なアフターケアを行います。

【主な関連事業】

- 里親支援事業 ○乳児院管理運営事業 ○社会的養護の推進
- 児童相談所による家庭支援

3 若者の自立支援の充実

複合的な困難を抱える若者等の自立を支援するため、若者支援センターが核となり、関係機関・団体等と連携しながら、居場所づくりや社会参加・就労支援、相談支援等を行います。

【主な関連事業】

- 若者支援センター ○にいがた若者自立応援ネット

基本方針Ⅱ 子どもの暮らしと家庭を支える

施策Ⅱ-1 子どもと家庭を支える切れ目のない支援

■ 施策の方針 ■

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行い、子どもの暮らしと家庭を支えます。

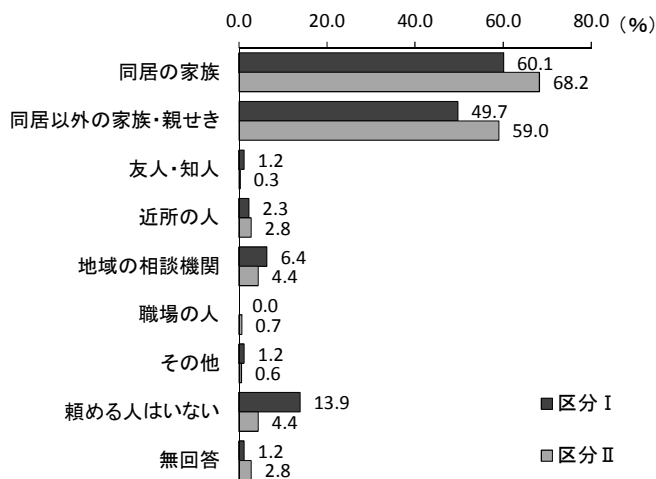
■ 施策推進の背景 ■

アンケート調査では、区分Ⅰの世帯では、区分Ⅱの世帯と比べて、子どもの世話を頼める人がいない人の割合が高い一方、子育てに関する情報の入手先が比較的限られていたり、子育て支援センターの利用割合が低くなっています。

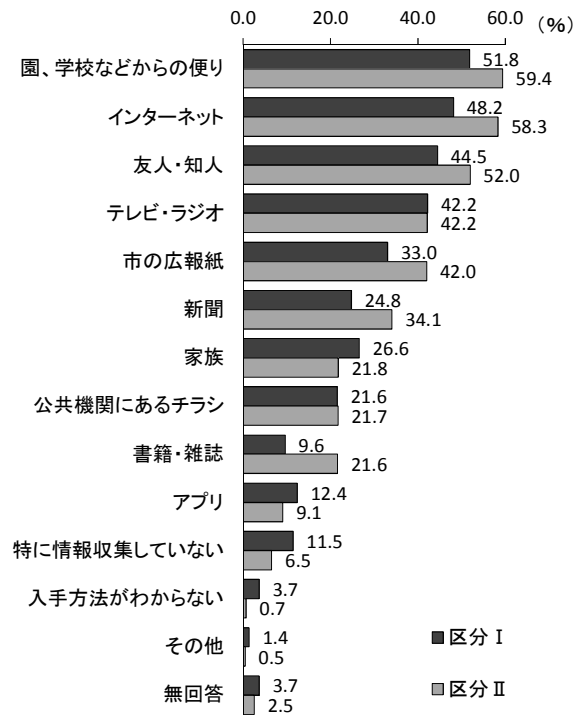
また、ヒアリング調査では、経済的に困難な状況にある家庭においては、生活や就労の環境により保護者の心身が疲弊していたり、親族から育児の協力や支援が得られないなど、保護者への支援や養育のサポートが必要な状況が聞かれました。

養育の支援が必要な家庭を早期に把握し、子どもの成長過程や家庭の状況に応じた継続的、包括的な支援の充実を図るとともに、支援制度や相談体制に関する情報を確実に届け、利用につなげていくための取り組みを推進していく必要があります。

■ 自身の体調が悪いときに子どもの世話を頼める人



■ 子育てに関する情報の入手方法



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

■具体的な取り組み■

1 安心・安全な妊娠・出産の支援

妊娠届提出時に各種健診や様々な支援制度等について周知するとともに、医療機関等と連携しながら、若年や未婚、望まない妊娠等で妊娠・出産に悩みや不安、リスクを抱えている妊婦の把握に努め、すべての妊婦が安心して出産できるよう、出産前からの継続した相談支援を行います。

【主な関連事業】

- 妊娠・子育てほっとステーション
- 妊婦健康診査
- 安産教室
- 助産制度
- 産後ケア事業
- こんにちは赤ちゃん訪問事業
- 妊産婦医療費助成
- にいがた子育て応援アプリ

2 養育支援の充実

助産師・保健師等の専門職が新生児と産婦・保護者の健康状態の確認や育児に関する相談に応じ、それぞれの家庭の状況に合ったサービスや支援につなぐなど、子どもの健全な発育・発達の支援と保護者の不安・悩みに寄り添ったきめ細かい対応を行います。

また、特に養育の支援が必要な家庭については、生活環境・生活習慣の整備や適切な親子関係の構築に関する支援を行うなど、子どもが安心して過ごせる家庭環境が維持できるよう、関係機関が連携して家庭を見守り、支えます。

【主な関連事業】

- 産後ケア事業
- 初めての子育て支援事業
- 養育支援訪問事業
- 保育園等
- 幼稚園
- 延長保育・休日保育・一時預かり
- 病児デイサービスセンター
- 地域子育て支援センター
- 子どもショートステイ
- ファミリー・サポート・センター
- 保護者の保育士体験

3 相談しやすい体制の整備

様々な悩みを抱えたり、困難な状況にある子どもや家庭が、必要とする情報を容易に得られ、適切な支援へと確実につながるよう、誰もが気軽に相談しやすい体制の整備・充実を図るとともに、子育て世帯への相談窓口の周知や情報提供に努めます。

学童期においては、各教職員が児童生徒の抱える悩みや課題を把握し、子ども一人ひとりに寄り添った支援を行うとともに、状況に応じて、スクールソーシャルワーカー等関係機関と連携しながら子どもや家庭を支えます。

また、情報を入手しづらい家庭や相談につながりづらい家庭がより身近な場所・方法で情報や支援を受けられるよう、訪問等の積極的な手段による個別支援の充実を図ります。

【主な関連事業】

- 妊娠・子育てほっとステーション
- 子育てなんでも相談センターきらきら
- 家庭児童相談員
- 児童相談所
- 地域子育て支援センター
- 育児相談・育児講座
- 教育相談ネットワーク事業
- カウンセラー等活用事業
- にいがた子育て応援アプリ

施策Ⅱ-2 保護者の就労・生活支援

■ 施策の方針 ■

保護者の就労と生活を支え、子どもたちが安心して生活できる環境を整えられるよう家庭を支援します。

■ 施策推進の背景 ■

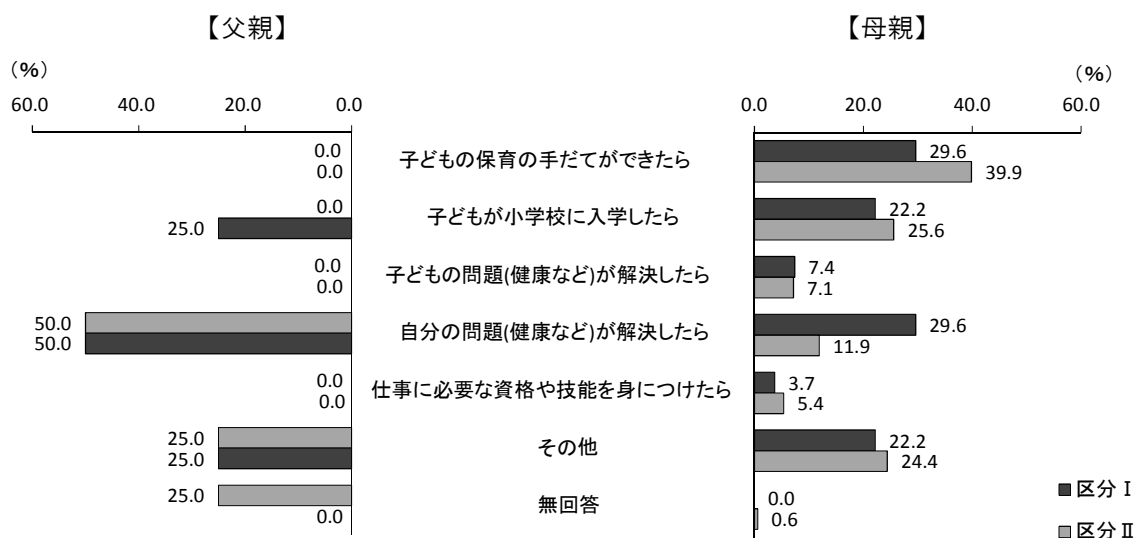
保護者の就労支援は、一定の収入を得て生活の安定を図ることに加え、ゆとりをもって子どもと接する時間の確保や子どもが労働の価値や意味を学ぶという点からも重要です。

アンケート調査の結果から保護者の就労形態とみると、区分Ⅰの世帯では、区分Ⅱの世帯と比べて不安定な就労環境に置かれている状況がうかがえます。また、就労していない父親の約6割、母親の約7割で就労意向があり、就労に向けた条件として、「子どもの保育の手だて」や「自分の健康問題の解決」をあげる人の割合が高くなっており、就労支援には、福祉や保健などとの連携が重要となっています。

ヒアリング調査では、保護者に障がいや精神疾患がある場合などは安定した就労が難しいケースが多いこと、そのことが、子どもの就労観に影響を与える可能性もあることなどの指摘もあり、困難な状況に寄り添った、継続的かつ包括的な支援が求められています。

子どもが安心して生活していくことができる基盤を確保するためにも、家庭の状況に応じた経済的な支援を行うとともに、保護者の安定した就労のための支援と自立に向けたサポート体制の充実を図っていく必要があります。

■ 働いていない保護者が働くための条件（働きたいと思う状況）



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

■具体的な取り組み■

1 経済的支援の充実

家庭の状況に応じた各種手当や医療、教育・保育等にかかる費用に対する助成や減免等の経済的支援の充実により、安定した生活基盤の確保を図ります。

また、経済的に困窮している家庭に対しては、基準に基づき、最低限度の生活を保障する生活保護費の支給と自立助長に向けた支援を行います。

【主な関連事業】

- 児童手当 ○こども医療費助成 ○保育料・幼稚園授業料等の減免
- 就学援助事業 ○学び直しの授業料負担の支援 ○入学準備金貸付事業
- 私立高等学校学費助成 ○特別支援教育就学奨励事業 ○奨学金貸付事業
- 生活保護制度 ○にいがたっすこやかパスポート

2 保護者の就労支援

困難な状況にある家庭に対して、就労や自立を促進するための支援を行い、家庭の生活基盤が整うようサポートします。

また、結婚や子育て、介護等による離職後、仕事復帰を希望する女性に対して、セミナーを開催するなど再就職を支援します。

【主な関連事業】

- 生活保護受給者等就労自立促進事業 ○生活困窮者自立相談支援事業
- 女性再就職支援事業

3 安心・安全な住まいの確保

子どもたちが安全な環境下で安心して生活できるよう、子育て世帯を対象に市営住宅の優先入居などの住宅支援を行います。

【主な関連事業】

- 子育て世帯向け住戸 ○市営住宅への子育て世帯等の優先入居
- 子育て・高齢者支援健幸すまいリフォーム助成事業 ○民間賃貸住宅への入居支援

施策Ⅱ-3 ひとり親家庭への支援

■ 施策の方針 ■

ひとり親家庭への支援の充実を図ります。

■ 施策推進の背景 ■

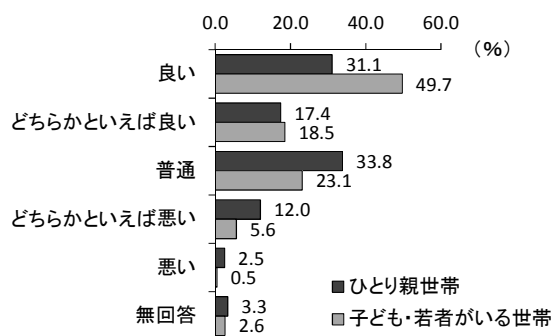
アンケート調査の結果をみると、ひとり親世帯の約5割が区分Ⅰに該当し、経済的に困難な状況にあることがうかがわれます。

また、3割の人が「仕事で時間がない」、「お金がない」ことを理由に、病院や歯医者に行きたくても行けなかった経験があると回答しており、主観的健康感も子ども・若者がいる世帯の保護者と比べて低い傾向がみられます。

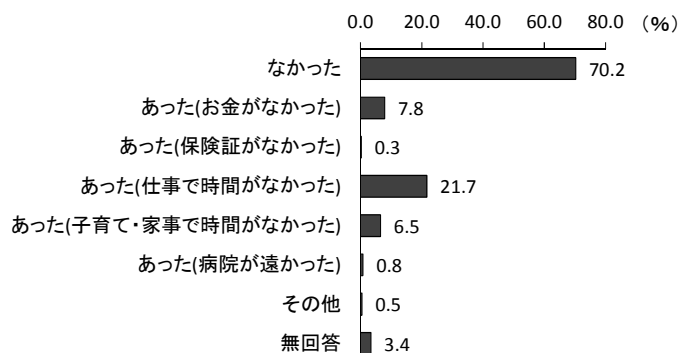
ヒアリング調査では、子育ての時間を確保するために不安定な就労形態を選択せざるを得ないケースや、家計を支えるため複数の仕事を掛けもちするケース、様々な背景から複合的な困難を抱えているケースなど、経済面のほか、身体的・精神的な負担の大きさについても意見がありました。

こうした状況を踏まえ、家計と子育てを一人で担うひとり親家庭の保護者が安定した生活基盤と心身の健康を確保できるよう、支援を行う必要があります。

■ 主観的健康感



■ 家族が病院や歯医者に行けなかった経験の有無 (ひとり親世帯)



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

■具体的な取り組み■

1 日常生活の支援と相談体制の充実

ひとり親家庭に対する支援制度の充実を図るとともに、専門の支援員等が相談に応じ、日常生活に対する支援や精神面でのケア、養育費の確保等、総合的な支援につなげます。

また、母子生活支援施設への入所生活を通じて、居住の場の確保と退所後の安定した自立生活に向けた専門的支援を行います。

【主な関連事業】

- 日常生活支援事業 ○生活支援講習会 ○交流会事業
- ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
- 母子・父子自立支援員 ○母子生活支援施設

2 経済的支援の充実

各種手当の支給や助成制度等により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。

【主な関連事業】

- 児童扶養手当 ○母子父子寡婦福祉資金貸付 ○ひとり親家庭等医療費助成
- 母子向け住宅 ○みなし寡婦控除

3 保護者の就労支援

ひとり親家庭等の安定的な収入の確保に向けて、職業訓練や資格取得のための教育訓練、学び直し等にかかる費用の助成を行うとともに、ひとり親家庭等就業・自立支援センター等の関係機関と連携し、就労に向けた専門的な相談支援を行います。

【主な関連事業】

- 高等職業訓練促進費 ○自立支援教育訓練給付金 ○自立支援プログラムの策定
- ひとり親家庭就業自立支援センター事業
- ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業

基本方針Ⅲ 気づき・つなぐ支援体制と見守り・支えるあたたかい地域環境を整える

施策Ⅲ-1 子ども・若者を支える人材の育成

■施策の方針■

子ども・若者を支える人材の育成・強化を図ります。

■施策推進の背景■

困難な状況を知られたくないという子どもや保護者の思いから、貧困の実態は見えにくく、捉えづらいつわられています。

ヒアリング調査では、子どもや家庭の課題を把握するためには、保育士、幼稚園教諭、**教職員**や地域子育て支援センター、放課後児童クラブ等の職員など、普段子どもと接している大人が、子どもや保護者の困っている様子やSOSのサインを受け止め、適切な支援につなぐことが重要との意見が聞かれました。

また、困難な状況にある家庭や子どもを支えていくためのマンパワーの不足や、担当する職員等の専門性の向上が必要であること等について意見が聞かれました。

こうしたことから、子ども・若者を支える人材の育成・確保に努めるとともに、研修等と通じて専門性を高めていくための取り組みの充実を図っていく必要があります。

■具体的な取り組み■

1 支援者の資質向上と「気づく」「つなぐ」力の養成

日頃から子どもと接する保育士、幼稚園教諭、**教職員**や地域子育て支援センター、放課後児童クラブ等の職員など、子どもに関わる支援者一人ひとりが、子どもや保護者の様子の変化やSOSのサインを受け止める「気づく」力を養い、早い段階で適切な支援に「つなぐ」ことができるよう、職員や支援者を対象とした研修会を開催するなど、個々の資質の向上に取り組みます。

【子どもに関わる支援者の例】

- 保育士・幼稚園教諭 ○学校等の教職員
- 地域子育て支援センター職員 ○放課後児童クラブ職員
- 民生委員・児童委員 等

2 専門的人材の確保・育成と連携の強化

保育、教育、福祉、保健などの各専門分野において、子ども・若者やその家庭を支えるための専門的人材を確保するとともに、各種研修の実施など専門性をさらに高めるための取り組みを推進します。

また、経済的・複合的な課題により困難な状況にある家庭に対して、個々の状況に応じ、医療や法律等の専門分野や児童相談所等の専門機関と連携したきめ細かい支援が可能となるよう、各分野との連携体制の強化を図ります。

【専門的人材・専門分野の例】

- 保育士・幼稚園教諭 ○学校等の教職員
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー ○保健師・助産師等
- 医療機関 ○児童相談所 ○要保護児童対策地域協議会 等

施策Ⅲ-2 相談・支援体制の整備

■施策の方針■

困難な状況にある子どもや家庭を各分野が連携して支援する体制を整えます。

■施策推進の背景■

困難な状況にある子どもや家庭は、経済的な側面だけでなく、健康面や学習面、生活面、他との関係性など、多面的、複合的な課題を抱えているケースも多く、ライフステージに応じた継続的、包括的な支援が求められています。

ヒアリング調査では、困難な状況にある子どもや家庭を支援する場合、担当分野により支える対象やアプローチの仕方が異なることがあり、背景にある課題の全体像を捉えることが難しいことが指摘されています。

一貫性のある支援につなげていくためにも、子どもや家庭の状況や必要な支援に関する情報を共有し、各分野が連携して取り組むことができる体制を構築していく必要があります。

■具体的な取り組み■

1 各分野が連携した相談・支援体制の充実

子ども一人ひとりの成長や課題に合わせた一貫性のある支援が可能となるよう、福祉・教育など子どもに関わる各分野が必要な情報を共有し、それぞれの専門性を活かした役割分担のもと、相互に連携して子どもや家庭を支援する体制の強化を図ります。

2 総合的な支援につなぐ包括的な相談・支援体制の整備

子ども・若者や家庭が不安や悩みを抱えたまま、経済的な困窮状態や困難な状況に陥ることのないよう、気軽に相談しやすい体制の充実を図り、早期の相談・支援につなげるとともに、相談窓口においては、担当分野にとどまらず、必要に応じた他制度の紹介や相談者の同意に基づく関係機関との情報共有などが迅速に行えるよう、各機関の連携強化を図ります。

また、困難な状況にある子どもや若者に対しては、一人ひとりの心情や課題に寄り添いながら、成長の連続性を踏まえた包括的な支援が可能となるよう、要保護・要支援児童の支援ネットワークである「要保護児童対策地域協議会」と連携した体制のもと、支援者・関係機関が情報を共有し、連携して総合的な支援につなげます。

施策Ⅲ-3 地域全体で見守り支える環境づくり

■施策の方針■

行政・地域が連携して子どもたちを見守り支える環境を整えます。

■施策推進の背景■

困難な状況にある子どもや家庭は、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されており、社会的孤立に陥ることのないよう、地域全体の理解と支え合う環境を整えていくことが重要です。

アンケート調査の結果をみると、区分Ⅰの世帯では区分Ⅱの世帯と比べて、地域との付き合いの程度が薄い傾向がみられ、相談相手がいない人の割合も高くなっています。

また、ヒアリング調査では、困難な状況にある家庭では、過去の経緯から親や親族を頼ることができない例や友人関係を築くことが苦手な例もみられ、日常生活の中で信頼関係を構築しながら、社会とのつながりをもてるよう支援していくことが重要であるとの意見が聞かれました。

こうしたことから、子どもたちが地域社会の中でのびのびと成長できるよう、子どもや若者のいる世帯への地域の理解を深めるとともに、社会全体で子どもや家庭を見守り支える環境を整備していく必要があります。

■具体的な取り組み■

1 地域全体で子どもを「見守り」「支える」環境づくり

各区において、地域の特性に応じた各種の子育て支援サービスを提供するほか、幼稚園・保育園、学校、医療機関、自治会・町内会、民生委員・児童委員、民間団体など、子どもに関わる機関・団体が連携しながら、地域全体で子どもたちの生活や成長を見守り、未来への希望と自立に向けた活動を応援し支えていく、あたたかい環境づくりを推進します。

2 子どもを支える地域活動の支援

各地域においては、行政以外にも、自治会・町内会、民生委員・児童委員、民間団体等が中心となり、子どもたちを支援する様々な取り組みや活動が行われています。

困難な状況にある子どもたちが孤立することなく、地域のあたたかい環境の中で様々な体験と人々との交流を重ね、のびのびと成長できるよう、これらの地域活動を支援し、連携・協力しながら、地域全体で子どもたちの未来を応援します。

第5章 計画の推進

(1) 計画の推進体制

①子ども・子育て会議 子どもの貧困対策部会

本市では、子ども・子育て関連施策について審議する「新潟市子ども・子育て会議」に「子どもの貧困対策部会」を設置し、子どもの貧困対策に関する事項について審議することとしています。

本計画の推進にあたっては、部会を構成する有識者や関係機関・団体の代表者等の関係者の意見を踏まえながら取り組むとともに、連携・協力体制を構築し、地域課題に即した効果的な取り組みを推進します。

②子どもの貧困対策庁内検討会議

本計画で推進する施策・事業は多岐にわたっており、子どもの成長・発達段階に応じた包括的・継続的な支援を効果的に行っていくためには、各分野や所属間の連携が必要です。

そのため、庁内に設置する「子どもの貧困対策庁内検討会議」において、関連施策・事業の内容や取り組み状況、課題等を共有しながら、分野横断的な施策の展開を目指します。

(2) 計画の進捗管理・評価

本計画に掲げた施策・事業の実施状況や成果について、毎年度、「新潟市子ども・子育て会議」において点検・評価を行うとともに、新たな市民ニーズや課題に対応できるよう、必要に応じて見直し・改善を図ります。

施策体系・関連事業一覧

基本方針Ⅰ 子どもの健やかな育ちを支え、未来を切り拓く力を育む

施策	具体的な取り組み	主な関連事業				
		事業名	所管課	各事業の目指す方向性		
				新規検討	拡充	継続
Ⅰ-1 こころとからだの成長支援						
1 健やかな育ちの支援	妊婦健康診査	こども家庭課			●	
	安産教室	こども家庭課			●	
	こんにちは赤ちゃん訪問事業	こども家庭課			●	
	乳幼児健康診査	こども家庭課			●	
	予防接種	保健管理課			●	
	妊婦乳幼児歯科健診・フッ化物塗布事業	健康増進課			●	
	むし歯予防事業（フッ化物洗口）	保育課・保健給食課			●	
	離乳食・幼児食講習会	健康増進課			●	
	保育園等における食育推進事業	保育課			●	
	学校等における食育事業	保健給食課			●	
	学校給食事業	保健給食課			●	
	保育園等における各種健康診断・歯科健診	保育課			●	
	学校等における各種健康診断・歯科健診	保健給食課			●	
	生活習慣病予防対策事業	保健給食課			●	
	性に関する指導	学校支援課			●	
	思春期教育	こども家庭課		●		
2 こころの健全な成長・発達支援	初めての子育て支援事業	こども政策課			●	
	CAPプログラムの実施	こども政策課			●	
	命の講座	保育課			●	
	道徳教育・福祉教育	学校支援課			●	
	人権教育・同和教育・男女平等教育	学校支援課			●	
3 様々な育ちの支援	児童発達支援センター等	こども家庭課			●	
	インクルーシブ教育システムの推進	学校支援課			●	
	早期からの就学支援の推進	学校支援課			●	
Ⅰ-2 学習・進学支援						
1 学校教育の充実	学力定着支援事業	学校支援課		●		
	アフタースクール学習支援事業	学校支援課			●	
	学習支援員派遣事業	学校支援課			●	
	学習習慣定着事業	学校支援課		●		
	キャリア教育推進事業	学校支援課			●	

施策	具体的な 取り組み	主な関連事業					
		事業名	所管課	各事業の目指す方向性			
				新規 検討	拡充	継続	
2 学習支援・ 学習環境づくりの推進	子どもの学習支援事業	子ども学習支援事業	福祉総務課		●		
		ひとり親家庭等学習支援事業の検討	こども家庭課	●			
		ふれあいスクール事業（放課後子ども教室）	地域教育推進課			●	
	3 就学・進学 支援の充実	就学援助事業	就学援助事業	学務課			●
			奨学金貸付事業	学務課			●
			社会人奨学金貸付事業	学務課			●
			学び直しの授業料負担の支援	学務課			●
			入学準備金貸付事業	学務課			●
			私立高等学校学費助成	こども政策課			●
			特別支援教育就学奨励費事業	学務課			●
定時制高等学校夜食費補助事業	保健給食課			●			
I-3 多様な体験・交流機会の充実							
1 多様な体験 活動の充実	ふれあいスクール事業（放課後子ども教室）【再掲】	ふれあいスクール事業（放課後子ども教室）【再掲】	地域教育推進課			●	
		地域と学校パートナーシップ事業（地域教育コーディネーター）	地域教育推進課			●	
		「アグリ・スタディ・プログラム」に基づく体験学習の推進事業	学校支援課			●	
		自然体験学習	学校支援課			●	
		児童館・児童センター	こども政策課			●	
		こども創造センター	こども政策課			●	
		芸術創造村・国際青少年センター	地域教育推進課			●	
2 多様な交流 機会の創出	ふれあいスクール事業（放課後子ども教室）【再掲】	ふれあいスクール事業（放課後子ども教室）【再掲】	地域教育推進課			●	
		地域と学校パートナーシップ事業（地域教育コーディネーター）【再掲】	地域教育推進課			●	
		子どもの学習支援事業【再掲】	福祉総務課		●		
		ひとり親家庭等学習支援事業の検討【再掲】	こども家庭課	●			
		子どもの居場所づくり（子ども食堂等）への支援	こども政策課	●			
I-4 子ども・若者の居場所づくり							
1 安心して過 ごせる居場 所づくりの 推進	放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	こども政策課		●		
		児童館・児童センター	こども政策課			●	
		若者支援センター	地域教育推進課			●	
		子どもの居場所づくり（子ども食堂等）への支援【再掲】	こども政策課	●			
2 相談体制の 充実	教育相談ネットワーク事業（教育相談センター）	教育相談ネットワーク事業（教育相談センター）	学校支援課			●	
		カウンセラー等活用事業（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）	学校支援課			●	
		児童相談所	児童相談所			●	
		若者支援センター【再掲】	地域教育推進課			●	

施策	具体的な 取り組み	主な関連事業				
		事業名	所管課	各事業の目指す方向性		
				新規 検討	拡充	継続
I-5 困難な状況にある子ども・若者の支援						
1 いじめや不登校への対応と子どもを支える体制の強化	教育相談ネットワーク事業(教育相談センター)【再掲】	学校支援課			●	
	カウンセラー等活用事業(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)【再掲】	学校支援課			●	
	高校中退の未然防止	地域教育推進課			●	
	高校中退者への支援	地域教育推進課			●	
	若者支援センター【再掲】	地域教育推進課			●	
	2 社会的養護の充実	里親支援事業	児童相談所		●	
		乳児院管理運営事業	こども政策課			●
		社会的養護の推進	こども政策課			●
		児童相談所による家庭支援	児童相談所			●
	3 若者の自立支援の充実	若者支援センター【再掲】	地域教育推進課			●
にいがた若者自立応援ネット		地域教育推進課			●	

基本方針Ⅱ 子どもの暮らしと家庭を支える

施策	具体的な 取り組み	主な関連事業				
		事業名	所管課	各事業の目指す方向性		
				新規 検討	拡充	継続
II-1 子どもと家庭を支える切れ目のない支援						
1 安心・安全な妊娠・出産の支援	妊娠・子育てほっとステーション	こども家庭課		●		
	妊婦健康診査【再掲】	こども家庭課			●	
	安産教室【再掲】	こども家庭課			●	
	助産制度	こども家庭課			●	
	産後ケア事業	こども家庭課		●		
	こんにちは赤ちゃん訪問事業【再掲】	こども家庭課			●	
	妊産婦医療費助成	こども家庭課			●	
	にいがた子育て応援アプリ	こども政策課			●	
2 養育支援の充実	産後ケア事業【再掲】	こども家庭課			●	
	初めての子育て支援事業【再掲】	こども政策課			●	
	養育支援訪問事業	こども政策課			●	
	保育園等	保育課		●		
	幼稚園	保育課・学校支援課		●		
	多様な保育サービス(延長保育・休日保育・一時預かり)	保育課		●		
	病児デイサービスセンター	保育課		●		
地域子育て支援センター	保育課		●			

施策	具体的な 取り組み	主な関連事業				
		事業名	所管課	各事業の目指す方向性		
				新規 検討	拡充	継続
3 相談しやすい体制の整備	子どもショートステイ	こども政策課		●		
	ファミリー・サポート・センター	こども政策課			●	
	保護者の保育士体験	保育課			●	
	妊娠・子育てほっとステーション【再掲】	こども家庭課		●		
	子育てなんでも相談センターきらきら	こども政策課			●	
	家庭児童相談員	こども政策課			●	
	児童相談所【再掲】	児童相談所			●	
	地域子育て支援センター【再掲】	保育課		●		
	育児相談	こども家庭課			●	
	育児相談・育児講座	保育課			●	
	教育相談ネットワーク事業(教育相談センター)【再掲】	学校支援課			●	
	カウンセラー等活用事業(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)【再掲】	学校支援課			●	
にいがた子育て応援アプリ【再掲】	こども政策課			●		
II-2 保護者の就労・生活支援						
1 経済的支援の充実	児童手当	こども家庭課			●	
	こども医療費助成	こども家庭課		●		
	保育料減免	保育課			●	
	幼稚園授業料減免	学務課			●	
	就学援助事業【再掲】	学務課			●	
	学び直しの授業料負担の支援【再掲】	学務課			●	
	入学準備金貸付事業【再掲】	学務課			●	
	私立高等学校学費助成【再掲】	こども政策課			●	
	特別支援教育就学奨励事業【再掲】	学務課			●	
	奨学金貸付事業【再掲】	学務課			●	
	生活保護制度	福祉総務課			●	
にいがたっすこやかパスポート	こども政策課			●		
2 保護者の就労支援	生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉総務課			●	
	生活困窮者自立相談支援事業	福祉総務課			●	
	女性再就職支援事業	男女共同参画課			●	
3 安心・安全な住まいの確保	子育て世帯向け住戸	住環境政策課		●		
	市営住宅への子育て世帯等の優先入居	住環境政策課			●	
	子育て・高齢者支援健幸すまいるフォーム助成事業	住環境政策課			●	
	民間賃貸住宅への入居支援	住環境政策課			●	

施策	具体的な取り組み	主な関連事業				
		事業名	所管課	各事業の目指す方向性		
				新規検討	拡充	継続
Ⅱ-3 ひとり親家庭への支援						
	1 日常生活の支援と相談体制の充実	日常生活支援事業	こども家庭課		●	
		生活支援講習会	こども家庭課			●
		交流会事業	こども家庭課			●
		ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	こども家庭課			●
		母子・父子自立支援員	こども家庭課			●
		母子生活支援施設	こども家庭課			●
	2 経済的支援の充実	児童扶養手当	こども家庭課			●
		母子父子寡婦福祉資金貸付	こども家庭課			●
		ひとり親家庭等医療費助成	こども家庭課			●
		母子向け住宅	こども家庭課			●
		みなし寡婦控除	こども家庭課		●	
	3 保護者の就労支援	高等職業訓練促進費	こども家庭課			●
		自立支援教育訓練給付金	こども家庭課			●
		自立支援プログラムの策定	こども家庭課			●
		ひとり親家庭就業・自立支援センター事業【再掲】	こども家庭課			●
ひとり親家庭等高等訓練促進資金貸付事業		こども家庭課			●	

基本方針Ⅲ 気づき・つなぐ支援体制と見守り・支えるあたたかい地域環境を整える

施策	具体的な取り組み	目指す方向性		
		新規検討	拡充	継続
Ⅲ-1 子ども・若者を支える人材の育成				
	1 支援者の資質向上と「気づく」「つなぐ」力の養成		●	
	2 専門的人材の確保・育成と連携の強化		●	
Ⅲ-2 相談・支援体制の整備				
	1 各分野が連携した相談・支援体制の充実		●	
	2 総合的な支援につなぐ包括的な相談・支援体制の整備		●	
Ⅲ-3 地域全体で見守り支える環境づくり				
	1 地域全体で子どもを「見守り」「支える」環境づくり		●	
	2 子どもを支える地域活動の支援		●	